

宮座の社会人類学的調査 I

— 滋賀県 湖南と湖東 —

高 橋 統 一

目 次

はじめに	元
一、湖 南 甲賀郡信楽町多羅尾	三
二、湖 東 1. 蒲生郡蒲生町鑄物師	三
2. 蒲生郡竜王町弓削	四
3. 神崎郡永源寺町石谷	四
むすび	五

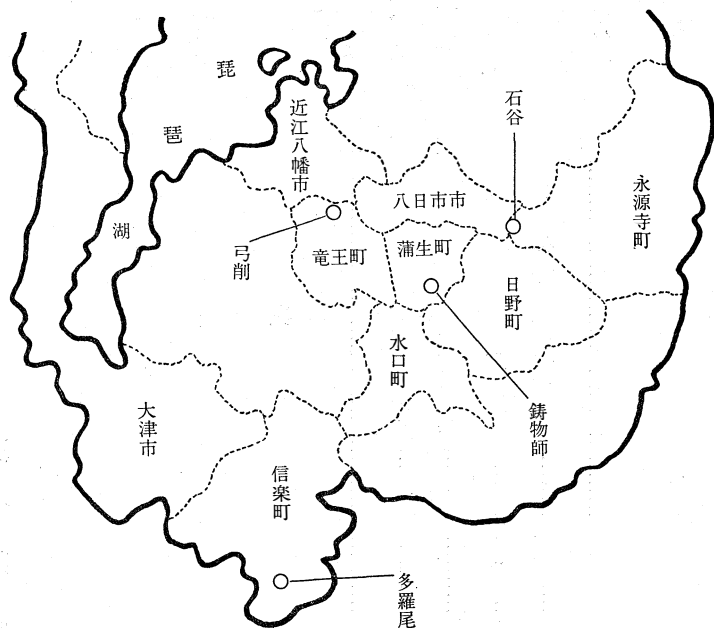
はじめに

本稿は、一九六九年度のこの「研究年報」に載った拙稿「滋賀県の宮座の現況——社会人類学的予備調査」のあとをうけて、昨年（一九七〇年）十一月上旬中旬に行われた四ヶ所の集中的調査の概要を、中間報告のかたちで一応まとめたものである。更に詳しい分析や考察は、本年度（一九七

一年）に行われる予定の湖西と湖北の集中的調査の同様な中間報告が終つてから、これともあわせた総括的検討においてする考えである。

今回の調査地として何故、この四ヶ所を選んだかについては、前稿でも示唆しておいたが、その他にも若干の理由がある。まず湖南の甲賀郡信楽町多羅尾は、同町上朝宮にみる如く、かなりくずれているとは云え、いわゆる株座形態を本質的にそなえ、それが村落の階層分化に結びついていてこの辺りの山間部の特色を示すものとして、一応、湖南の代表例と見做しうることに、しかも上朝宮よりも現在でも宮座行事がより多く保存され、記録文書もかなりあること、調査の便宜にも熱心な御協力が得られる見込みであったこと、などがその理由である。湖東は前稿で指摘した如く、株座はほとんどみられず、いわゆる村座が大部分で且、その組織形態は甚だ多様なのだが、限られた調査日程・能力・費用からみて、三ヶ所ぐらいが適当ではないかと思われた。そこで宮座がすでにほとんど崩壊したかにみられる湖東岸は除き、近江盆地中心部から鈴鹿山系の山裾にかけて、調査上の便宜と御協力という点で蒲生郡蒲生町鑄物師を、調査日程の関係から実

際に宮座行事を直接に観察できるという点で同郡竜王町弓削を、周期的に、座の組かえ¹を行う特殊な徹底した村座形態の例として神崎郡永源寺町石谷を、それぞれ選んだわけである。(付図参照)



なお、今回の調査時期と日程について、私事にわたって恐縮だが、おこ
とわりしておきたいのは、昨年七～八月(暑中休暇)に調査を計画してい
たところ、六月末に左眼を災い、一ヶ月半の入院手術の止むなきに至った

ため、その後の加療保養もあって、十一月に延ばさざるを得ず、日程も体
調や講義とのかねあいでも当初の予定より短縮せざるを得なかった、という
事情にあったことである。このため調査の不備は少くないが、今回は止む
を得ないかと思う。

一、湖 南

甲賀郡信楽町多羅尾

信楽町多羅尾は旧多羅尾村で、甲賀郡でも最南部の水口丘陵の奥深い山
間部に位置するが、京都府相楽郡南山城村や三重県阿山郡島方原村・上野
市などに接し、いわゆる伊賀越えの要路にも当り、早くから治政・軍略上
の要所として注目されていたようである。この地の豪族(地頭)多羅尾氏
が本能寺の変の折、三河に戻る家康の先導をした功により、後に代官にと
りたてられて、幕府が関西各地に散在する天領の一種の元締のような役割
を果たすことになったというのも、このような地理・地形的な意味があった
ようである。(写真A①②③参照)このことはまた、文化的にも云えること
であって、奈良・京都・伊勢など古代Ⅱ中世文化の伝承にもかかわりあり
が深く、信楽が近衛氏の莊園所領であったこと及び、多羅尾の高宮神社に
ある楠の古木に、皇祖を伊勢に祀るに際して、この地を通して神送りした
という伝承がまつわっていることなどにも、そうしたよすがが偲ばれる。

多羅尾は滝川溪谷沿いに細長く点々と列った集落であって——川上から順
に、上出・浦出・中野・下出・茶屋出・新田のそれぞれ三、四十戸の字
(組)に分れている——海抜は四、五百米でさして高くはないが、いかに
も深い山村で、このような処に宮座の如き伝統的の神事組織や儀礼がいま

尚かなり存続されているのも成程と首肯されるものがある。神社は伊賀路に近い上の高宮と下の里宮神社（多羅尾郷の中心部にある）が一对になった格好だが、高宮神社の方がより古いとされ（十二世紀中頃、仁平年間の建立と伝承され、神社の紋章は近衛家々紋と同じ、祭神は高宮が火産神、里宮が素盞鳴尊・大年神である。（写真 A④）⑥参照）多羅尾郷は現在約二〇〇戸だが、明治大正期は一八〇戸位、第二次大戦後に二三〇戸位に増えた時期を除けば、徳川期でも一五〇戸程度で、二〇〇戸をこえたことはまずなかったようである。

さて以下、宮座の組織と行事の概略を記し、差違って問題になる若干の点を少しく検討することにしよう。

宮座は全体が左と右の二つに分れている。左の方が戸数が少く（全体の約三分の一）、左右への所属は家によって代々一定している。左は殿様座などともよばれ、右よりも格が高いとされている。これは代官の多羅尾郷の家系につながるものとも云うが、歴史的な確証があるわけではない。ただ明治十七年二月改正の「左座順番帳」の冠頭に、破損した明治五年の帳面から写しとったとして、元地頭、多羅尾光弼及び同家々臣五名の姓名が列挙され、これらが帰農によって座附したので、一代限りで座上り（座の上位につける）なきしめた云々とあって、右でなく左座に別格で入座した事実が窺われるので、少くとも左が上格であり、そして多羅尾郷の家系とかつては多少のつながりをもつものも若干はあったのではないかとも思われる。因みに、多羅尾家は、現在、宮座に入っておらず、家はあるが当主はそこに居住していない。

なお、左と右が地域的な偏りをもつ、というような傾向は全くない。

宮座へは数え年、十七才の男子が左右別個に十一月十三日に届出登録し入座する。これは祭礼部（祭仲間）と称する、いわゆる若衆への仲間入で、酒一升と大根一本を持って挨拶に行く。この前日には長老衆（長と書いてオトナと読む）へ挨拶にゆき、そこで酒（濁酒）のあらため、が長座（オトナザ——後述）によってなされるから、やはり形式的にはこれが座入である。祭礼部は、明治二十六年の「左座祭礼之仲間寄合規約」によると、結婚前の若衆四〇名で構成されており、規約の内容も各地にみられる一般の若者（衆）組と概ね同様なので、要するに若者組と見做してよく、宮座を一種の長老制、II 年令階梯制と理解しようとする私の立場からすれば、青年（若者）階梯に他ならない。

祭礼部には細かな（年令）序列区分や地位役割分担はとりたてて見られないが、一才でも年長の者には服従しなくてはならず、年令序列はかなり厳しかったようである——現在、この組織はほとんど消滅している。祭礼部の仕事は祭礼・宮座の諸行事の下準備で、上の高宮・下の里宮での宵宮の宮籠りが主な任務である。なお、先の「規約」によると、祭礼部の集会では少くとも二五名以上の出席によって議定しなくてはならぬとされている。結婚すれば自動的に祭礼部から脱れるが、これに続く明確な中年階梯の組織はない。ただ中壮年層のものに狩頭（カリガシラ）と称する職分があって、これは猪の害を防ぐのに部落共同で猪狩を行うときの頭役が本来の役割であるが、隣村との村境の係争事件の調停とか道普請の監督などでも長老衆（長座）の意を体して行動するという地位である。従って、一応、これは中年階梯に当たるとみることができよう。狩頭は左と右、六名ずつ、

計十二名である。

長座（オトナザ）すなわち長老衆の座は、年預（ネンニョ）とよび年頭とも書く）と称せられる長老たちが、左右十名ずつそれぞれ別個に構成する長老階梯で、最長老から座入登録順（年令順）の厳格な序列づけが定まっている。そして二月五日に行われる山の神当（後述）で、最長老が座掌（座頭とか座長ともいう）として上位から左右五名ずつの年預（広義にはこの十名を座掌＝将とよぶ）を招き、左右の神主（長座の帳面箱を管理する帳面方のことで、宮守ともいう）各一名と宮司（現在は世襲の宮司職が里宮にある）が立会って、行事をとりおこない、長寿を祝って引退する。そうすると脇長老（次位の長老）が次の座掌にくり上る仕組である。この間に、年預の誰かが死去すれば、やはり座入順に従って次のものが長座入（年預入）して繰上げ補充されるわけである。左右それぞれの長座は別個に組織されるが、もちろん全体として一对の双分的組織であり、宮座の主要行事ではすべて相対して年長順に着座する。従って厳密には難かしい問題もあるが、組織的にも機能的にもこれは社会人類学（民族学）で云うところの双分組織の一種であると一応、見做してよいと思う。

さて、多羅尾では、七当¹と云って、男子は一生のうちに七つの儀礼役を順に果たすことによって、無事に生涯を終え、天寿を全うしたものとされる。これは、①紙の当、②成花の当、③月行司、④三月当、⑤九日の当、⑥祭当、⑦山の神当、とよばれるものである。①紙の当は、二月十日の水口祭の際に、家々の苗代田の水口に立てる御幣（ハデウルシの木の枝）につける紙片を各戸から集める役目であって、紙が貴重であった昔はかなり大事な役割であった。いわば、一種の集金係とも云えよう。②成花（ナリ

バナ）の当も、同じく水口祭の際、黒文字の小枝に餅花をつけ「午王」の朱印を捺した紙片を挿む祝木をつくる折に、餅をつけて準備をする役割である。③月行司（ガチギョウジ）は、この「午王」さんをつくるのが仕事で、①や②を監督する役である。④三月当は、三月三日（いまは四月三日）に五穀豊穰祈願のために里宮で行う儀礼¹（⑤⑥と共に最も重要な宮座行事）において、諸準備一切の賄方をつとめる役割で、要するに当家（ここではウマヤとよぶのが普通）である。⑤九日の当は、九月九日（いまは十月九日）に高宮で行われる④と同様な儀礼での当家である。⑥祭当も、内容的にはほとんど同様な、十月十四日に里宮で催される宮座の秋祭りにおける当家である。⑦山の神当は、二月五日の山の神祭（昔は西谷という所に社殿があったようだ）において、前述のように長座の最長老が座掌として当家の勤めを果し、これを以って生涯の当納めとする、いわば目出度く引退する儀礼である。これらの当番の決め方は、それぞれの当の役割・軽重に応じて種類（正副）や人数が異なるから複雑であるが、いずれの場合も共通原則は座入（年長）順ということである。そして、ごく大まかに云えば、①が二十才位、②が二十代後半から三十代、③が四十代前半、④⑤⑥が四十代後半から五・六十代、⑦は七・八十代（普通八十才すぎ）である。かくて七当は、宮座における通過儀礼としての地位（ritual status）を年令階梯的に表章していると、みるこができると思う。

なお、右の当行事・座祭り以外の神社の祭儀としては、高宮の四月二十四日の例祭・六月三十日の祇園祭、里宮の十月二日の例祭・七月十四日の祇園祭などがあるが、これらは本来、宮座とはあまり関係がない。

また正月の諸行事（年頭の種々の儀礼や十二月の山ほどき）とか五月の

虫送りなど、農耕や山仕事にまつわる諸儀礼も、その多くがいまも存続しているが、昔ほど宮座とはかかわりあいがなくなっている。これは後述するように、第二次大戦後の文化・社会変化によって宮座そのものが弱体化し、若干の変化を余儀なくされたこととも関連している。だが何れにしても、右の当行事、座の諸儀礼が、いまなお長座を中心に存続していることは、ここではつまるどころ、宮座すなわち長座であることを意味するわけである。そしてこのことは、一種の年令階梯制としての長老制たる宮座の本質であって、宮座一般に通ずるのではないか、と思うのだが、以下、多羅尾の長座についてもっと検討してみよう。

現在の左長座の年預を序列順に列挙すると次の如くである。

- ① 高田良太郎（明治三二年座入、八七才）
- ② 川合彦太郎（明治三八年座入、八十才）
- ③ 奥島 平一（明治三九年座入、七九才）
- ④ 竹中与一郎（明治三九年座入、七九才）
- ⑤ 有田 勇造（明治四二年座入、七九才）
- ⑥ 有田銀三郎（明治四二年座入、七九才）
- ⑦ 奥島 平次（明治四三年座入、七七才）
- ⑧ 下畑 与吉（明治四五年座入、七四才）
- ⑨ 市村 俊次（大正四年座入、七二才）
- ⑩ 下畑藤之助（大正五年座入、七二才）

①座長の高田良太郎と②脇長老の川合彦太郎との年令のひらきが大きい
が、この間に左座への座入がなかったのではなく、この間に座入したものと

はすでに死亡しているからである。現存者でこの間の年令のものは七名おるが、いずれも右長座のものである。これは先に述べたように、左の方が右よりも所属戸数が少いために起こる現象で、このために相対的には左座の方が年令的に少し低く年預入（長座入）できるのが普通である。この結果、左が右よりも上座（上格）であるから、たとえ年令的に少し低くても、宮座儀礼において常に上座を与えらるという待遇をうけるわけである。この点、宮座の双分組織が年令階梯の序列にからんでいるのは興味深い。

③奥島平一から⑥有田銀三郎までは同年令であるが、座入の年度には三年のずれがある。これはそれぞれ如何なる理由によるのか確めていないが、数え年十七才座入ということになっていても、座入の月日（普通は十一月十三日）と本人の生年月日とのかねあいが一、二年のずれもおこるのであるうと思われる。⑩また下畑藤之助と同時に座入したのは他に、⑪西尾与八郎（七一才）と⑫大井源三郎（七四才）の二名がおり、来年に年預入するのは七一才の西尾氏である。西尾氏は出生月日が下畑氏よりおそいで、同年令でも下位に位置するのである。七四才の大井氏は本来、右座の家系の森川家の三男に生れ一旦、右に座入したが、後に左の大井家に簪入したので、あらためて左におくられて座入している。⑩下畑氏も同様に右座の家系の平田家に生れたが、左座の下畑家の娘と十一才で婚約し、その時から簪養子として扱われたので、十七才で左に座入している。この両氏のような例は、おそらくいくらかあったことと思われる。そして、長男で家督をつぐか、次三男で部落内に簪養子にゆくか正式に分家するかしなければ、たとえ座入（若衆入）したとしても、年預として長座入に至るまで多羅尾に正式の座員として居住することは一般になく、まず他出するのが普

通だから、このような場合は自動的に座順帳（登録簿）から除籍されたも同然である。

なお、左長座の現在の宮守（前述の如く神主ともよび、座順帳など諸帳簿を管理する帳元で、いわば長座＝年預衆の世話役）は⑩下畑氏であるが、宮守の決め方・任期などには別にきまりはなく、長座での互選による（後述三七頁を参照）。十名の年預のうち上位五名が座掌（将とも書く）としてとりわけ高い位置をもち、中でも最長老が座長（または座頭）で狭義にはこれが座掌とよばれ、長座の最高位を占める代表者であって、次年度に引退するということは、すでに触れた。

ところで、明治十三年正月の左長座の長株家名記録簿と表紙に書かれた帳面をみると、冒頭に

当村長田株家の儀ハ古来より産神座配の長家筋にして年々五穀成就の
ための祭礼氏子年番に相営み、座配人名簿を以て当番相当て年久しく
相勤め、年頭、山ノ神、狩討其他紙の当、成花の当、三月当、九月当
等を営み、村方取締来し候、云々……

と前書きがあって、次に左長田仲間所有地として、三筆、計一反九畝一四歩が記されている。別にこの文書の末尾には、左座三月当元田地として二筆、五反一畝七歩の追記がある。この文書には続いて右長田仲間所有地についても同様に、一反六畝一步と三反七畝七歩（三月当元田地の追記分）が記録され、左右合計で一九筆一町二反六畝三步としめくくられている。

これは長座の家々が座祭り・当行事をとり行うために、年番で耕作していた田地である。文書にはすぐ続いて、次のような家名簿が左右別々に記されている。

左座長株家姓名

北崎弥左衛門
松山増平
石崎庄三郎
古川卯左衛門
竹中平八
片岡与七郎
西尾庄左衛門
下畑藤五郎
奥田惣右衛門
奥嶋平兵衛

右現今勤役

以下現今絶家及一時休家ノ分

杉本権六郎
斎藤奎右衛門
吉住右近衛門
藤尾九良兵衛
金谷文左衛門
市村与四郎
上田清左衛門
奈嶋半平
大塚清兵衛
長尾壯一

右長田株家姓名

平田儀助

山本清助

田中伊左衛門

西田議右衛門

岩永袖平

高崎重助

大原多平

宮田勘右衛門

北川弥三兵衛

大原仁左衛門

右現今勤役

以下現今休務

宮本平三郎

樋口小助

さて、この長(田)株家姓名は現今勤役が左右いずれも十名ずつであつて、おそらく座頭から年長順に年預たちを列記したものであろう。左座においては現今絶家及一時休家ノ分が十名あるが、このうちはじめの四名と最後の一名が、この地で御家中とよばれていた多羅尾代官の禄をはんでいた士分である。そして先述したように、明治初年に帰農し左に座入したものの次の世代とみられるのは、このうち齋藤奎右衛門と長尾壮一で、他の杉本・榎・藤尾三氏は帰農による座入者と関係があるのか否か不明である。これらは明治以前から、士分のまま座株をもっていたのかも知れない

し、あるいは帰農による一代限りの別格入座者との何らかの縁故で、その座株をひきついだのかもしれない。いずれにしても、杉本・齋藤両氏は明治期に、吉住氏は大正期に、藤尾氏は明治から大正にかけて、それぞれ他出してしまひ現在、子孫は当地にない。そこで当時(明治十三年)すでに他出絶家したか、それに近い、もしくはやがてそうなる方向にあったとみてよいであろう。

長尾壮一氏のところには、後の記入とみられる、明治二年ヨリ勤務ス、という文字がみられるから、当時は一時休の状態であつたのであろう。なお現今勤役の十名のうち、松山増平氏と古川卯左衛門氏にはそれぞれ明治十六年休勤役、明治十七年休勤役という後の記入があり、また一時休家の大塚清兵衛氏にも明治二十年勤務ス、との後の記入がある。松山・古川両氏はその後他出絶家しておるし、長尾氏もずっと後だが北海道へ他出している。その他の諸株家についても同様に検討してみると、北崎家は苗字帯刀を許され永らく庄屋、村長も勤めた家柄だが、いまは絶家。石崎家は家系は健在だが、いまは男子がない。竹中家はいまも健在で、当主は前の左座宮守をつとめた。片岡家も健在、ただし男子はまだ年少。西尾家も健在だが、いまは男子なし。下畑家は健在で当主は現在の宮守。奥田家は他出してなし。奥島家は健在で現当主は年預。金谷家も健在だが、現当主はまだ若い。市村家は健在で現当主は年預。上田家は明治末に他出し絶家。奈嶋家も早くに他出してなし。大塚家は健在だが、現当主はまだ若い。かくて明治十三年当時の左長株二十家のうちで、現在(昭和四五年)も家系が続いているのは、石崎・竹中・片岡・西尾・下畑・奥嶋・金谷・市村・大塚の九家であり、これを当時の書き方にならってみると、現今勤役

が竹中(与一郎)・下畑(藤之助)・奥嶋(平次)・市村(俊次)の四家で、一時休が石崎・崗・西尾・金谷・大塚の五家である。そして当時は勤役及び一時休であった北崎・松山・古川・奥田・(杉本・斎藤は当時すでに絶家と見做し)吉住・藤尾・上田・奈嶋・長尾の九家はその後に絶家している、ということになる。(なお、以上の諸株家の地区的な偏りはみられない)変動のはげしい一世に近い年月を経ているのだから、約半数の株家系が絶えているのも当然と云えば当然かもしれない。この廃絶分のうち、士分から帰農したものやそれに類似のものがいち早く絶家したのも一応、うなづけよう。これらを除くと、左の長座は少くとも江戸後期から(現存の

文書では寛延元年—一七四八—の座配覚帳が最も古く、帳箱の裏書は天明元年—一七八一—の再調製、写真A⑦参照)明治中期までは、大体、十数家の株仲間で営まれてきたとみることができであろう。この点は、おそらく右長座でも同様であったと思われる(前記のように、明治十三年當時では十二家)。これはいわゆる「株座」であって、村中の氏子一般からなる「村座」方式の宮座ではない。種々の事情によって明治中・後期から漸次、村座に移行したものとみられるが、その過程における座入で、格式の高い左が自他ともに抵抗が多かったので、自然、右が相対的に戸数が多くなったのではなからうかと思う。ところで株座の形態が全く消滅したのかと云うと、そうとも云い切れない。それは、左座では座長講(ザオトナコウ)と称して現在行われているもので、これは長座が廃れかけた第二次大戦中にできたようだが、上述の長株家系のうちでは現在、竹中・下畑・奥嶋・市村の四家の当主が入っており、それ以外では終戦前の加入が高田(一良)・井島(清一)・櫛(七男)の三家(カッコ内は現当主名)、戦後の

加入が幸田(春吉)・野中(金之助)・中森(藤助)の三家で、計十家で組織されている。戦前及び戦後の加入家は、その時々欠員を補うために、長座衆が家柄・財産・当主の人柄などを合議して加入を認めたもので、一応、十家十名で組織されることになっている。これは現在の開放された村座形態の長座と矛盾するようだが、それと結びついたかたちで、元の長座(座)株が変容して存続しているとみることができないかと思う。

かくて問題を少し整理してみると、長座が十数家の株仲間によって営まれていた株座形態の当時においては、座入登録は祭礼部(若衆組)への若衆入として現実的な意味をもち、⁽³⁾その後は諸種の当(当人—山の神当以外の七当)や狩頭を年令階梯的に経過するが、年預として長座入できるのは、長座株を有する特定の十数家の老当主だけであった、と考えられる。村座形態に移行してからは、原則として誰でも一家の当主であれば、年長者として概ね一定の老令に達すれば順次、年預⁽⁴⁾長座入できるようになった。ただこの場合でも、むかしの長座株仲間にならぬ座長講が本来の長座と結びついており、往々にしてこの方が日常は有意義な活動を営むことがある。もとより今日では、後者は多分にリクレーシオ的な意味がつよいようであるが、七当の当家(当番)の割りふりなどは、この座長講の席で行われる。結局、社会変化に対応して長座を実質的に維持してゆくための方式ないしは変容の結果なのであろう。(写真A⑩⑪参照)現在、長座の座頭(最長老)が毎年山の神当を終えて引退するというのも、あるいは株座の当時は毎年でなく、しかるべき適当な期間は座頭地位を続けたのではなからうかと推察される——この点については、十分

に確かめ得なかつた。そうでないと、長座（長老衆）としての実際的な権限がより年少の世代に下降しすぎて具合が悪くなる場合もあると思われるからである。なお、長座の帳元（宮守＝神主）が左右とも代々、もとの株家筋のものによってうけ継げられているということも、村座化した長座の中に株座的意識がのこっている一つの事実として指摘できるであろう。

さて、さきに明治十三年の左長座の長株家名記録簿の中に、長田（座）仲間所有地の記載があることを述べたが、このいわば宮座の財産（座田）はその後どうなったのであろうか。この記録簿には、先に触れた長株家姓名の列記にひき続いて、次のような文章がある。

右田地ヲ以其年当番ノ者自作シ以テ祭祀之宮來の処去ル明治八年再々地券御改正御發行ニ付村方々法ヲ立本條長田除ノ外都テ公有田畑悉皆公ノ投票ヲ以売却シ後向三月九月祭式当番ノ者々米四斗宛払渡毎歳五穀成就ノ為祈願の事（下略）

これから察するに、これ以前にはもっと多くの座田があつたようであるが、とにかく明治十三年には地租改正の影響でかなりを落札売却し、その後は宮座経営上、その収入不足分は毎年の諸当家が自らの負担拠出（当米四斗宛）で補うように切換えられている。しかし、この時にのこされた座田もその後、明治中・後期にほとんどが次第に売却換金されたようだ。明治三十六年には、それらによる元金（基本財産）が合計二百五十六円五十五銭と記され、これによる利息収入をもって宮座経営がなされたことが窺われる。

なお、これら座田の売却が大半は長株仲間によって落札されているのも当然と云えば当然だろう。（写真A⑬参照）このような宮座経営＝財産運

営方式は、明治中・後期からの換金後の金利によっておこつたものではなく、すでに徳川期～明治初期までも、座田からあがる米の貸附による利米によって経営が賄われていたようである。今日のこされている徳川期の古記録や覚え、明治初・前期の記帳にこのことは十分窺われる。いまそれらを細かく分析する手段をもたないが、先述の当家による当米の負担拠出も結局はそれが積立米として基本財産の中にくみ入れられ、必要とするものに貸附けられて利米収入をはかる手段に供せられることが多かった、と推察されるわけである。いまま帳箱の中にのこされている前記の徳川期の古記録とか、長積立米貸附名前帳（明治十七年）や玄米借用証書（明治四十年）などの文書はそうした証拠であるが（写真A⑭～⑯参照）、同じ帳箱には大正年間に京都へ他出した人による長座への借金返済期限の引延ばしをもとめる手紙の断片もまぎれこんでいたりして、少くとも明治末～大正初期までは、長座の株座的な権限が単に宮座の祭儀にとどまらず、経済的な実権をも含むものであつたことが察せられる。おそらく、徳川期以来の本百姓層の高い社会経済的地位を長座株仲間として、いわゆる株座に階層的に位置づけた社会構造が、弛んできたとは云え本質的にはこの頃までさほど崩れていなかったのではあるまいか。かつての左の長座株家の一つである下畑藤之助氏の家は、藤之助氏が若かった大正十年頃に下男下女が十五人いたと云い、また終戦前でも小作米が二〇〇俵は下らなかつたと云うから、座株をもてるのは、やはりそれなりの社会経済的な特定上層に限られていたわけである。⁽⁶⁾

注

(1) 三月当の儀礼行事の概略は次の如くである。まず、左右それぞれの長座（年

預)が三月二日(いまは四月二日)の夜、宮司職北川弥左衛門氏宅(明治末までは里宮にあつた座小屋)に、前年の三月当で当渡しを受けた当人左右二名ずつを招く。当人はそれぞれの長座への御神酒料を納めて、当受けの儀式を行う。御神酒をカワラケ(土製の盃)に注いで宮司からお祝いをうけた後、当人はそれぞれ自家にもどつて清水を汲み、かまどを清める。それから餅二升二臼をついて、これで踏形(丸形)の餅九十枚をつくる。これに千草の輪九〇個、一寸位の柳三〇本、同じく桃三〇本、握飯三〇個、皮付箸、栗などで三〇膳分を取揃える。三月三日(いまは四月三日)は午後一時に里宮へ左右の長座と当人(当家)が集り、当人は先に取揃えた膳を本社前に二十二膳のこりを末社に供え、御幣でお祓をし御神酒を左の座掌から右の座掌へ、以下左右交互に座順(年長順)にいただく。次いで御供えした膳を同様に左右交互に座順に下げ渡して饗宴となる。なお当人は餅一枚ずつ、来年の当人と長座(年預)は切餅二枚ずつを下げて持帰る。九日当や祭当も、供物や膳の内容に多少の違いはあるが、概ね三月当と同様である。

(2) それぞれの当の指し方(当番の決め方)は、昭和三十三年に左長座宮守の竹中与市郎氏によって記されたものによると次の如くであるが、これは近年多少の修正を余儀なくされた若干の点を除けば大体、従来の伝統的方式のつとめたものとみてよい。文中、「通り」とは正、「しで」とは副のことである。

三月当、九月当、祭り当々番の指し方

- 一、三月当と祭り当は一年に座の順番により、二名宛指して勤めさす事、但し里宮の行事。
- 一、九日当は通り一名は座の順番により指し、しで二名は父親のなき者を選んで指し勤めさす事、高宮行事。
- 一、月行司は座の順にて二名宛指して勤める事。
- 一、成り花は去年紙の当を勤めし次の人より二名をして勤めしめ、紙の当はその年の成り花をつとめる人の次より順に八名を書き出して月行司に指さしめ、集会その他を勤めさす事(十日行)。
- 一、山の神は二月五日、祭事に参加する人十名のうち座頭より五名、次に山の神(講)五名を参加さす様に心掛け、年々欠けた人の代りを指してゆく事。
- 一、その他、十月二日の例祭、四月二四日の春祭に宵宮より、祇園二回と宮籠りには午後参列する事。

このような当番の指し方によると、若干の当では、同じ当を同一人が生涯に二度以上うけることが偶々おこる。これは、「当がえり」と云つて、目出たいこととされている。

(3) 現在は祭礼部は事実上、ほとんど組織的な活動がなく、座入登録は中学新卒者で多羅尾に在村するものに対して行っている。

(4) 長座の株座から村座への移行は実際にはどのように行われたのであろうか。古老の記憶では、明治末から大正初期頃までは、座無し米と称して秋米六升を長座へ納入して座入させた云う。座無し米のことは古くは寛政十二年(一八〇一)の長控名寄覚帳にも散見されるが、(写真A⑥参照)これが明治大正期のもので全く同じ意味をもつものであつたかどうかは判らない。

(5) 前注の寛政期の名寄覚帳には、長座所有の田畑は五十三筆年貢一石七斗七升と載える。

(6) 長座株家名の間に同姓が一つもみられぬことは、多羅尾に姓氏の数が極めて多いことも関係があるが、一つには座株をもつような上層家系の間、系譜のない同族的なつながりが欠けていることも関連があろう。なお一般に本分家関係は浅く分家の数もごく少い。株家間の通婚関係はよく調べていないが、多かつたようである。

二、湖 東

1. 蒲生郡蒲生町鑄物師

蒲生町鑄物師(イモジ)はもと朝日野村鑄物師であるが、日野町石原(旧北比都佐村)に南接する一五〇戸ほどの部落である。県道近江八幡日野線が部落の真中を南北に縦断していて、部落のはづれ東側を近江鉄道がこれに平行し、西はづれには日野川がやはり平行している。この辺りは県道沿いに部落が点々と列っているわけだが、鑄物師は大体、平均的な規模で(石原は約一〇〇戸)近江八幡市よりは日野町市街部にずっと近い。近江鉄道は南の水口町と北の八日市市をつなぎ、鑄物師の最寄駅朝日野はそのほ

ぼ真中にあたる。バスは近江八幡・八日市・水口いずれにも通じている。地形的には近江盆地のやや東のはづれに当るが、一見して甚だ素朴でどかな農村で都市化の影響はさほど感ぜられない。この旧村社竹田神社は祭神を天津彦根命・石凝姥命・天目一箇命・大己貴命・大屋彦命とし、現在、鑄物師と石原を氏子としているが、かつてはその他にも岡本・麻生・大塚(以上旧朝日野村)・小谷(旧北比都佐村)などを含む麻生七郷とよばれる、いずれも今の県道沿いの諸部落を包含した地域の郷氏神(産土神)だったと云う。従って宮座の組織も全体としてはかなり大規模で複雑であったらしい。その詳細は不明だが、祭儀での役割に応じて例えば、だんじり(鑄物師のうちの内座と称する特定の家筋の諸家が受持つ——内座のことは後述)・獅子(鑄物師のうちの新村座とよばれるものの分担)・宝枝幟(石原座が受持つ)・神輿(大村座が受持つ——大村座については不明)などと云うように、地域的に何らかの分担が決っていたようだ。記憶の確かな八十〜九十才の古老たちにも、そうした古い形態がほとんど伝わっておらず、差当ってこれを物語る古文書・記録もないのでその詳細な復元はむづかしいが、いずれにしろ、鑄物師と石原から宮座が構成されるという現在の形態が、やはり本来のものであると云えよう。このことは、竹田神社境内の正面社殿を背にして左側に社務所の棟つづきが鑄物師の、右側の棟が石原の、それぞれ「しゅうしべや」と称する左右の座小屋になっていることにも窺える。(写真B①②参照) 鑄物師と石原では、当然ながら鑄物師の方が格が高い。このことは竹田神社がいわゆる「いもじ」(鑄物師)の神として崇敬されていることとも関連していよう。但し、神社の発祥・建立にまつわる歴史的な由緒を正確に記した文書記録はとりたててないよう

だし、口碑伝承も甚だ不確である。古老が伝えるところでは、この地の増倉金右衛門家の先祖(現当主の秀吉氏はその直系という)が、宮中に燈籠や釣鐘を上納した折、燈籠の火のともりが良く、その功を賞せられたので以後、地名を麻生から鑄物師を名のようになったのだと云う。その時代がいつ頃のことかは伝えていないし、また鑄物をしたというはっきりした痕跡や証拠もないので誠に漠とした伝承にすぎないが、鑄物師なる地名から何やらそのような伝承に多少の真実味も感ぜられなくはない。——なお中世には、八日市近辺は鑄物の産地として知られていたようだ。(「地方史研究必携」・岩波全書、一一三頁)。

さて、宮座へは満十五才になった男子が簡単な宮入りの式を行って入座する。以後、結婚するまでが若衆である。むかしでも二五〜三十才で妻帯するのが普通だったので、この間がいわば若者組＝青年階梯である。このうちで二五才位のもの一人が惣代として互選される他は、別に細かな年令序列区分や地位役割の確たるものはない。ただし、一才でも年長のものに対する日常の服従の規律は厳しかったという。結婚すれば自動的に若衆を脱けるが、それ以後四十九才までが中老とよばれた中壮年階梯である。これにも細かな年令序列区分や地位役割の規定はない。さらに、五十五九才までが老人(オトナ、大人とも書く)で、いわば長老階梯である。六十才で還暦になるとオトナから引退し、以後はとくに呼ぶ名称も階梯もない。オトナにはもちろん年長順の序列があるが、前述の多羅尾とか他の多くの宮座におけるような明確で厳しい序列区分を示す地位の表章(名称)は別にないようである。オトナ衆は例えば四月十五日の祭礼では、御輿渡りのお供を全員で行うなど主要祭事の主体となって行動するが、概してオト

ナ入りして間もない五十二、三才の者が総見（ソーケン）として全体をとりしきることが多かったと云う。従って鑄物師の場合は、長老階梯と云っても、中老階梯との関連がつよいとも考えられ、文字どりの長老による祭事権能の掌握とは云いにくい点がある。宮座一般で六十才で引退というのはかなりみられるのだが、少し早いようにも思われる。ずっと昔からそうだったのか、あるいは明治初期にでもそのように変わったのか、多少、疑問であるが、少くとも現在の八、九十才の古老の話では、昔から還暦でオトナを上ったのだと云う。¹⁾

宮座の祭事としては前記の四月十五日の竹田神社の大祭（十四日の宵宮と十六日の直会・湯神楽を含む）の他、年末と六月の大祓、九月一日の八朔、正月の年頭行事などが主なもので、これらでは上述の「しゅうしべや」で厳粛な儀礼とそれに続く盛大な饗宴が行われ、オトナ衆がその主体である。ここではオトナの座がもたれ、「しゅうし」と称する儀礼行事・会食がなされるわけだが、その準備と賄いはオトナの間で年長順の当方式（当番）で行われた。第二次大戦前までは、米で約十俵の収入を得る宮田（ミヤデン）があったので（戦後の農地解放で失った）、主にこれで財政的には宮座経営がなされたが、いまは部落費から多くの補助をうけており、また「しゅうし」の規模もずっと縮小している。むかしはオトナの座による「しゅうし」は月待日待など年間を通して、毎月一、二度は必ずあって盛んだったようだ。

ところで、竹田神社の宮座行事、すなわちオトナの座における「しゅうし」では、内座（ナイザ）とよばれる特定の家筋の十数家で組織される座のものだけが正座に坐り、一段と格式が高い。それは現在は十四戸だが、

地区的に鑄物師のほぼ中心部の区画（クルワと呼ぶ）を占めている。鑄物師は全体で十九組のクルワに分れ、内座はその第九組である。組々クルワは戦時中の隣組ではなく、むかしからある地区単位であるが、内座の他には個々の組に固有の名称はない——徳川期の五人組制度のときは全体で三十組であったというが、当時でも内座はまとまった一組だったという。なお、現在でもこの組は、各組が組会合を開いて日常の諸事を協議し、さらに各組の代表（組長）が寄合って鑄物師部落会を構成する、という自治的な行政上の下部機構を営むかたちをとっている。だから組長は各組で互選され、部落会長（鑄物師区長）は部落会で選挙されるわけである。いずれにしても、内座がこのような地域組織における一単位としての組々クルワの一つとして、むかしからまとまって地域的に部落の中心部を占めており、それが宮座（しゅうしを行うオトナの座）の中でも特に高い地位にあるということに注目すべきことである。このことは以下に述べるように、宮座の一般的諸行事（しゅうし）がかなり廃れてしまった現在でも、内座にだけ特有の儀礼行事がのこされている事実と考え合せると意味するところが大きいように思う。

鑄物師には竹田神社の他に、二の宮及び田村神社という二つの小社がある。二の宮は竹田神社を大宮とか本社とか呼ぶのに対する名称で、後者が部落から少し離れた近江鉄道線路脇の深い森の中に、広い境内と立派な社殿・座小屋（しゅうしべや）をもっているのに対し、前者は県道沿いの狭い境内の小ぢんまりした粗末な社にすぎない。（写真B④参照）四月十五日の竹田神社の大祭では大宮から神輿が二の宮までお渡りになり、社前の大きな石台の上に鎮座する。なおこの場合、神輿をかつぐのは鑄物師のもの

だけだというから、先述の大村座というのも、鋳物師の若衆の座のことではなかつたろうか。いずれにしる二の宮は、一種の御旅所ないし別宮である。そして鋳物師の人々は、この二の宮を鋳物師の氏神としている。竹田神社が鋳物師と石原を氏子としており、且、鋳物師の方が格が高いことから、この二の宮の存在は十分にうなづけることである。もう一つの田村神社は部落の集落から少し離れた田地の中の森の小社で、これも境内は狭く社屋もごく小さいが、森厳な趣がある。(写真B⑥⑥参照) これは内座の家々の先祖の守神とされ、神明講と称する内座だけの当家制で祭儀が営まれている。年間を通して毎月一、二度、社に献灯して講が催されるが(献灯は若者の勤め)、宿をする当家(当番)は正副二名の組合せで、正月にその年度分の順番がクジで決められる。ここでは別に年令序列や年長順の厳しい規律はみられない。(写真B⑦⑦参照)。この田村神社の南、田地をはさんで広畑とよばれる内座の家々だけの畑地がある。これは十数戸分に区画ができており、それぞれに柿の木などが植えられていて、いわば家畑ないし屋敷畑といった外見を呈している。元はここに内座の家々の屋敷があったのだ、とも云われているが、もしかすると、あるいはここがずっと昔のタタラ(鋳物場)の跡なのかも知れない。(写真B⑧参照) いずれにして、田村神社や広畑は、鋳物師における内座の特殊な位置づけを實質的に裏付けるものとして重要である。竹田神社の祭礼は、先の四月十五、六日の春の大祭と同様に、九月一日に秋祭(八朔祭)があつて、このときは神輿渡御はないが、神前相撲がある。そしてこの相撲をとるのは内座の家筋の両親健在の十二〜十五才位の男子に限られている。²⁾さらに九月十六日には、内座だけの祭が別に田村神社で行われる。

この他に内座で現在でも存続されている儀礼としては、山の神祭・野神祭の行事がある。これは他の組(クルワ)ではほとんど廃れてしまつてゐるが、県道を境に東西にそれぞれ一対の山の神と田の神(野神)が一つずつあるもので、内座のは東に属する。³⁾(写真B⑨⑨参照)例の山の神が野に下つて田の神になるといふ農耕儀礼(ここでは八月二六日が野上祭)であるが、これも内座では毎年正副二人の当家制で講が営まれている。当家の決め方はクジで、現在、内座は十四家だから七年毎にクジがひかれるわけである。

さて、現在の内座十四家をクルワの家並順に南から列記すると次の如くである。

- ① 大塚行男
- ② 増倉吉彦
- ③ 中村安男
- ④ 若村関之助
- ⑤ 森田英二
- ⑥ 森田耕作
- ⑦ 増倉節子
- ⑧ 森田新一
- ⑨ 森田武平
- ⑩ 外池定夫
- ⑪ 宿谷忠正
- ⑫ 鎌倉義次
- ⑬ 増倉秀吉

⑭ 増倉英二郎

これらについて若干の説明を加えると、③は増倉清吉氏が死亡したあと、その孫（嫁にいった娘の息子）中村安男氏が屋敷を受ついたもの。⑥は⑤から五年前に分家したもの。⑦は先年、敏郎氏が死亡したため、その未亡人。⑧は⑥の父方叔父に当り、戦災で宇都宮から当地にもどつて、分家のかたちをとつたもの。⑩は④の分家の弥兵衛氏が死亡後の屋敷を④の甥（妹の息子）が受ついでいる。⑪は森田進氏の未亡人が鎌倉氏（やはり鑄物師の人）と再婚した。従つてこれらを整理すると、増倉系5、森田系5、若村系2、大塚系1、宿谷系1となる。増倉系では前に触れたように、秀吉氏が鑄物師の地名の由来につながる金右衛門家の直系とされているだけに、⑬が伝承的には本家とされている。森田系では⑤⑨⑫のどれかが直系の本家なのだろうが、別にそうした意識はとくに見当らない。いずれにしても、本分家意識やそうした実質的な差異はほとんどない。してみると、右に述べたような家や家系の消長は、つねに繰返されてきたことだろうから、大事なことは家系そのものもさることながら、内座としてのクルワのまとまりであった、とみてよいであろう。⁽⁴⁾

このことは今述べたような宮座における内座の特殊な位置づけや鑄物師での祭事・儀礼面の存続形態からみても肯げよう。従つて、いわゆるオトナ（長老衆）としての年齢階梯的な規制は他に較べて弱いにしても、鑄物師では「株座」的な結合が（それも地縁的な結合で裏打ちされて、「村座」組織をとっている）この宮座の中に、遺され、あるいは併存してきている、と見做してよいのではないかと思う。

注

- (1) 現在、公民館の指導で組織されている鑄物師の老人会（老人クラブ）は、七十才以上の男女四三名（男子が大半）が会員で、集会の出席もよく活動もなかなか盛んである、との社会教育主事の話であった。
- (2) この相撲は男女の縁結びを象徴するものと云われ、赤禪が女・白禪が男となる。そして、「二つどもえの女武者、粗忽にかかって恥かくな」という囃し言葉の下に、行司が男女いずれもが勝つように勝負を裁くのだと云う。
- (3) この東西の別のような双分的なものは、宮座組織の中にはみられない。これは奥道（街道）による、単なる地区的二分のようである。他方、宮座には先述のように全体としての座構成が鑄物師と石原の二部落によつてなされるという、地域単位の双分が、座格の上下とからんで機能している。
- (4) 内座十四家は檀那寺としては、すべて涌泉寺（臨済宗）の檀家である。この寺には他に鑄物師の家一五戸ほどの檀家がある。鑄物師にはこの他、西誓寺（浄土宗）・蓮行寺（一向宗）があるが、これらへの檀家帰属には内座のようクルワ・組としてまとまったものは見られない。鑄物師には日野町増田（石原に隣接）の明性寺（一向宗）の檀家である家もある。墓地は明治初期に、部落共同墓地ができた折に、寺派・檀家とは無関係にクジで各家に配分された。

2. 浦生郡竜王町弓削

竜王町弓削（ユゲ）は、もと鏡山村弓削で七十戸ほどの部落である。⁽¹⁾前述の鑄物師から西北へ約十軒、日野川に面して対岸はもう近江八幡市で、先の奥道近江八幡日野線のもう一つ西よりの地方道近江八幡水口線が、部落の東側八百米ほどのところを同じく南北に通っている。この道路が日野川をこえた対岸が近江八幡市倉橋部町である。また、この道路を南に約三軒いった地点から少し西に入ると、この辺りでは楼門や社殿が重要文化財指定で知られている綾戸部落（竜王町、旧苗村）の苗村神社がある。この苗村神社及び先の倉橋部の安吉神社と弓削の小日吉神社（旧村社・祭神

は大山咋命)とは、ともに古来、大和国宇多郡の安吉大明神とのゆかりをもつ関係の神社だとされている。その由来伝承については、貞享二年(一六八五)の「弓削村座謂書」に詳しいが、当面はこれに左程かかずらう必要もなからう。また、この辺りは古くから蒲生郡安吉庄とよばれ、中世においてはずっと庄園寺領であったようで、この弓削の地には向陽山瑞光寺と称する七堂伽藍があり、それが織田信長に焼かれてから、その後、山王権現として再生する過程で、独特の神仏混合の宮座形態が生じたことが推察される。寛文七年(一六六七)の「向陽山瑞光寺七堂伽藍謂書」には、明応年間(一四九二〜一五〇〇)の古帳残片から写しとって作製したという表書きがあり、当時の伽藍の凶面も遺されている(私が見したのは、昭和七年の再写)。

この山王権現が維新後の廃仏棄釈・神仏分離で小日吉神社の社号になったわけだが、実態はさして変っていないように思われる。

すなわち、小日吉神社の宮座は、瑞光寺を継承している通称、安吉山阿弥陀寺を直接、管理運営する主体でもある。この阿弥陀寺はもちろん住職はない部落有のもので(一応、大津市阪本の天台宗西教寺の末寺となっている)、部落のほぼ中央、小高い台地にある——なお、第二次大戦後の農地改革まではこの寺に付随した寺田(つまり宮座という座田・神田にあたる)が約一町歩あったが、売却処分された。むかしは、これより少し離れた処に釈迦堂があって、近年そこに長老衆の手で記念碑が建てられた。(写真C①〜③参照)かつてはここも阿弥陀寺の境内だったのだろう。また、これと相対して八幡宮もあったようだが、これは現在は小日吉神社の境内に合祀されている。(写真C④参照) 小日吉神社(もと山王権現)は部落の南

はづれ、少し低い田地つづきの森を境内とし、正面の本殿とその前面の張出しの舞台はこの地方の典型的な様式を示す中程度の規模の社である。本殿石垣の向ってすぐ右脇に、粗末な燈小屋(儀礼を催すときに中に沢山の神燈をとます)があり、左手には社務所とそれに続く細長い座小屋(しゅうしべや)がある。(写真C⑥〜⑦参照) 社務所には昭和十四年の村社昇格記念に増築された畳部屋があるが、後述する如く、そこは宮座の長老衆(オトナ)が着座する場所である。これと襖で仕切られた細長い板敷の棟つづきの建物が本来の座小屋で、ここには以下の座員一同が左右に分れて年長順に着座し、ここでいわゆる「しゅうし」(宮座の諸儀礼・直会=饗宴)が催されるわけである。しゅうしに必要な大鼓・飯びつなどは、ここに常置されている。(写真C⑧〜⑩参照)

さて、弓削では長男(跡継ぎ、または家持ちと云う)が数え年で一五才になった正月に、小日吉神社に詣でその旨を神前に奉告し、十二人長老(オトナ)——後述——を自宅に招いて振舞い(賄い)をし宮座入する(村人となる)。これを烏帽子着と称するが、今日でも古式どりの装束一式を着て、しきたりに従った儀礼を行っている。(写真C⑫〜⑭参照)——冠は古いのが傷んだので最近、京都で新品をしつらえた) 期日は一月十〜十五日が普通だが、都合で二、三月になっても、また十二月でも四月でもよい。次三男、つまり家持ちでないものは通常、烏帽子着の儀礼はしないから、宮座の正座員ではない。座入すると、座下り帳、という登録簿に記帳されるが、以後これが当該座員の座順(序列)を生涯にわたって律する原簿となるわけだ。(写真C⑮〜⑰参照) 次三男でも部落内に分家すれば、希望によって入座(村入)できるし、移入戸で永住をきめたものも同様である。

これらの場合、烏帽子着はないが、オトナへの振舞は同じである。⁽³⁾⁽⁴⁾

なお、宮座入がこのような、いわば成年式として思春期になされるのに対し、出生時には宮座にかかわる通過儀礼はとくにない。ただ、男女にかかわらず、赤ん坊が生れると長老衆に届出ることになっており、このときに「けがし米」と称して玄米（三等穀）二升をオトナに差出す。現在は、米に相当する金納で四百円である。この米は一月二九日に年行司（当家）の家で餅につき、その餅をそれぞれ当該の出生子の家に「花びら餅」として配る。これを「当がえし」と云っているが、当家としての勤め（義務）を果さしていただくことの村民への礼心を、吉事があった家々への祝餅にことよせた意味もあるであろう。このときには、年行司は別に長老衆（この場合は八人長老——後述）を招いて、振舞をしなくてはならない。いずれにしろ、出生時にオトナに届出るということは、やはり通過儀礼の始めとしての意味があり、それはけがし米≠花びら餅という物的・儀礼的なものに裏打ちされて、長老衆や当家がこれを演出している、と解してもよからう。天保五年（一八三四）の長老衆による「生子年月日覚帳」（写真C²³）²⁴参照）をみても、出生時にオトナが一応、将来の宮座入（烏帽子着）にそなえて男女別・生年月日を記録しておこうとした配慮が窺われるように思う。

ところで宮座入りに際して、本人は左の座に入るか右の座に入るか決まなくてはならない。宮座が全体として左右二つに分れているからである。そして、左の方が右よりも格が高いとされている。このことは長老衆（オトナ）において左が七人、右が五人（計十二人長老）という人数の多寡にも現れている。オトナはもちろん座入（年長）順の序列で、最高が一番尚

（イチ、パンジョウ、尉とも書く）、以下二、三番尚とつづく。左の七番尚までと右の五番尚までが十二人長老である。さらに左右とも四番尚までの計八人が八人長老とよばれ、一段と格式のある重い地位である。これらのうちの何れかが死亡して欠員となれば、座下り（座入順）に従って、順次に補充し繰上るという仕組みである。ここで、現在（昭和四五年十一月九日）の十二人長老を列記すれば、次の如くである。

	左	右
一	一番尚 佐藤嘉十郎 73才	一番尚 諸川繁次郎 70才
二	二〃 内山友吉 71才	二〃 松瀬半三郎 69才
三	三〃 松瀬伊惣一 68才	三〃 山中要治 69才
四	四〃 山中恒市 67才	四〃 松瀬喜太郎 68才
五	五〃 小森重三 65才	五〃 中島勇次郎 66才
六	六〃 松瀬忠三郎 62才	
七	七〃 山崎松蔵 63才	

この左右の各七・五名という割りふりは、天地地祇、陰と陽に因んでいるとも云うが、それはともかく、十二人長老の一人としてオトナ入りすることは大変な名誉であり、やがて八人長老になることはそれ以上に名誉であり、さらに一番尚になることは最高の名誉である。従って、順次にこうしたそれぞれの段階に達すれば、それ相応の振舞をオトナ衆に対してしなくてはならない。——注（4）参照。（写真C²³参照）この写真は、昭和四五年十一月八日の午後、山中要治氏（右三番尚）が松瀬喜太郎氏（右四番尚）を誘って、これから山中恒市氏（左四番尚）宅で催される、恒市氏の

八人長老入りの振舞に招かれてゆくところを撮ったものである。一番尚は原則的には終身であるが、折をみて、あるいは都合によって引退してもよい。

さて、左右への帰属は、先述の多羅尾のように家によって一定しているのではなく、父が左なら子は右というように、世代毎に交互になるのが原則である。これは左右の二分に格の上で違いがあり、オトナの人数配分でもそうなっていることと考え合せると、同じ座員の間で家系による不公平を招かぬように配慮した規制とみられる。⁽⁵⁾ かかる制度は、東アフリカの若干の種族で、年令階梯制と二分組織の交錯においてみることができ、偶然にしろ、こうした組織・制度が、未開と文明（民俗）社会に共通して存在するのは興味深いことである。⁽⁶⁾ 弓削の場合の二分は、十二人長老・八人長老にみる如く、あくまで左右一対のまま全体で一つのものとして機能するので、二分とは云え、左なら左、右なら右のそれ自体の自立性はみられない。この点、先述の多羅尾では、左長座・右長座というそれぞれの自立性を組織や機能で明確にそなえた上での一対⇄対置であって、かなり意味が異なるように思う。とにかく、こうした両者の違いも一応、注目しておくべきである。この点は、当家の方式にも明らかに現われている。多羅尾では、七当が左右それぞれの座によって一定の方式で（座入・年長順にのっとり）指される、いわば当家（当番）であるが、弓削では、年行司（当家）は年毎に左右の交代でもたれる。年行司は座下り（座入順）によって当たるので、座下り帳の記載どりの順で、左右交互になされるわけだ。本年（昭和四五年）度は、須藤仙蔵氏（左、昭和七年に座入し五三才）で、来年度は木下松雄氏（右、昭和十六年に座入し四五才）である。

そして再来年は中島太寿郎氏（左、昭和九年に座入し五一才）になり、さらにその翌年は小森寛治氏（右、昭和十七年に座入し四四才）という順序になる。（写真C②参照）この年行司渡し（当渡し）の儀礼は、十二月十四日に行われる。今回の調査は、期日が一ヶ月以上も早いので、もちろんこの儀礼・しゅうしは見られなかったが、十一月九日の秋祭（秋節句、もとは九月九日とか十月九日だったが、収穫の都合でさらに延びた）の湯立て（湯上り）、行事としゅうし部屋でのしゅうし（饗宴）は一通り拝見することができた。（写真C②③参照）⁽⁷⁾

ところで、長老衆（オトナ）の勤めとして、正式にきめられている儀礼・しゅうしは次の如くである。

十二月十四日 ○御講（年行司渡し）

〃 二十日 ○〃（古茂舗）

一月十一日 的化粧

〃 十七日 祈禱

〃 三十一日 ○御講

二月一日 射親

〃 十五日 ○涅槃

四月八日 ○誕生

五月十七日 祈禱

七月一日 ○御田講

〃 三十一日 ○夕汁

八月七日 燈籠木建

十二月十四日の年行可渡しは前述の通り。同二十日の古茂舗(コモシキ)は二月一日の射親(イオヤ)、つまり射礼の儀において用いる的の下に敷くコモをつくる作業のことである。一月十一日の化粧は、その的を新らしく張りかえて準備すること。同十七日の祈禱は、阿弥陀堂でお経をあげて勤行すること。同三十一日の御講は小日吉神社でのしゅうし(饗宴)で、これは十二月十四・二十日の場合も同様。二月一日の射親は前述の通りだが、射礼は八幡宮の儀礼で、現在は元八幡宮跡の道傍で弓がひかれる(この射手は左右二人ずつ、やはり座下り順で当る)。同十五日の涅槃は、いわゆる釈迦涅槃の仏教義礼で阿弥陀寺で執行。四月八日の誕生も同様に釈迦誕生の仏教儀礼。五月十七日の祈禱は一月十七日と同じ。七月一日の御田講(オンダコウ)は稲の成育を希う農耕儀礼としゅうし。七月三十一日の夕汁(ユウシル)と八月七日の燈籠木建(トウロウウギダテ)は仏教儀礼。これらのうち〇印は「七講」と称し、とくに重要な勤めとされている。以上がオトナの勤めの主なものだが、オトナのうちでも八人長老が実質的に関与し、十二人長老ではあるが八人長老に入らぬ左五・六・七番尚と右五番尚はやや責任が軽い。従ってこれら四名は、八人長老に故障が生じた場合の補充要員としての意味があるように思われる。これが右一名に對し、左三名というのは、それなりに左の格式を重んじておるからである。なお、これらのオトナの諸儀礼に仏教儀礼がかなりみられるのは、前述の如く、弓削の特殊な歴史事情を反映する神仏混合の宮座形態が今日でも根づよく存続されていることの明確な証拠に他ならない、と云ってよからう。

注

(1) 明治二十九年の日野川洪水による水害で部落の一部が上弓削としてやや南に分れたが(約二十戸)、今日に至るも弓削部落としてのままとまった機能には別に変りない。もとのからの集落は、通常、下弓削とも云っている。

(2) 明治維新までは、弓削にある善休寺(門徒宗で檀家は現在、十数戸——弓削にはもう一つ檀那寺とし真宗の正福寺がある・檀家は約四十戸)の住職が山王権現の禰宜(世襲専属の宮司・社掌)を兼務するかたちをとってきたが、維新後の神仏分離で小日吉神社となつてから、前述の苗村神社の社掌がそれに代つて兼務することになった。と云つても御神体の御幣は従来同様に、前記の阿弥陀寺に安置されておつたので、善休寺住職藤野了覚師は社守としてその管理をあづかつておつたのだと云う。その後、明治十二年にこの住職が本山役員として京都に向いたのを機会に、社守を弓削部落の佐橋権兵衛氏に依託した。さらにその後、松瀬徳兵衛氏が社守たることの希望を申出た。

この間、善休寺を継いだ次の住職藤野了恵師も社守たることを希望したので、その後はこれら三人による交代制で社守が勤められた。こうして若干の曲折があつたが、現在は昭和四十四年から松瀬徳兵衛氏の直系の松瀬徳男氏が社守である。現今も、この他に善休寺住職・藤野了証氏及び佐橋権兵衛氏直系の佐橋三雄氏との三名(三家)の三ヶ年交代制である。このように、ここで社守と称しているのは、禰宜・社掌の如く世襲専属の宮司ほどではないにしても、ほぼそれに近い何か格式と名譽をもつ地位のようである、ある種の信仰と誇りを有する弓削住民にとっては、単に形式的なものとしてないがしろには扱えぬものであるようだ。

(3) かつては大村座・堂村座・新村座という座名の下に、若干の家筋による「株座」的な形態があつたかに、見うけられる形跡もある。もし、そうだとすると、分家や移住戸がどの座に加入したかが問題であるが、調査した限りでは、この点は不明である。大村というのは弓削村のことのようであるが、新村というのは、注(1)で触れた上弓削のことか、あるいはそれ以前の別のところか不明。また、堂村というのは弓削の中のある区域なのかどうか、確めてないので、よく判らない。いずれにしろ、かりに株座的であつたにしろ、特定(上層)家格のもののみによる厳しいものだったとは考えられない。どうも地域的な座名だったらしい。そして、大村座が山王権現(小日吉神社)、

堂村座が安吉山阿弥陀寺(釈迦堂)、新村座が八幡宮のそれぞれ宮座であったようにも思われる。注(2)の社守三家は、こうした各座の家筋を代表するのではなからうか。これらの点、いずれ確かめたいと思う。現在では弓削全体が完全な一つの「村座」だし、以下の本文でも明らかにならぬ、この村座形態の本質は、かなり古くから一貫しているようにみられるので、ここでは、当面あえてこの問題には立入らないでおくことにしたい。

(4) オトナへの振舞は、最も正式なものは、司振舞(ツカサフルマイ)とよばれ、相当な費用になる。その膳の内容を示すと次の如くである。

鯛の焼物(大物、時価八百〇千円位)

ツクリ(刺身)

魚煮付

ダイヒキ(エビ・カマボコ・果物)

スズリブタ(折詰、時価五百円位)

茶碗むし

すのもの

茶菓子

その他、盛合せ(二皿)

この司振舞は十二人の長老衆(オトナ)への仲間入(オトナ入り)のときに、オトナを招いて行う場合の標準的なもので、オトナ十二人と他に年行司——その年の当家、後述——の十三人前の膳となるから、かなりの出費である。第二次大戦中の物が乏しいときでも、何とか都合し、当時の額で計二五円という範囲内で、これに近いものを出したという——二五円の中の一割を基本金として残した。戦時中の烏帽子着では、二十円が振舞の基準額だったという。諸事、贅沢になった昨今では、振舞も再びかなり派手になってきているようだ。従って、経済的事情で振舞がでかかねることもでてくるわけで、このために宮座入しなかった者(家)も、あったと云う。このことは年行司(当家)の場合も同様で、おのずから辞退となり、その結果、座を脱けることになるのも止むを得ない、とされた。

(5) 明治二五年に十二人長老立合で記録が始められた座下り帳は、現在でもひき続いて記帳に用いているものだが、(写真C⑩~⑫参照)その下欄(すなわち右)末尾の松瀬喜治氏(昭和四五年一月十五日振舞)は、本文で前記した

右四番尚・松瀬喜太郎氏の孫(長男の長男)に当る。喜治の父で喜太郎の長男に当る松瀬喜久男氏は、末尾から五頁前の上欄(すなわち左)に昭和十九年一月六日振舞として記帳されており、喜太郎氏はさらに六頁前の下欄(右)に記帳されている。この喜太郎氏の父・助左衛門(棟太郎)氏はその二頁前の上欄(左)のつており、そのまた父(喜太郎の祖父)・嘉兵衛氏はその三頁前の上欄(左)にある。この嘉兵衛の父(喜太郎の曾祖父)・助左衛門氏はその二頁前、つまり最初の頁の上欄(左)にあり、そのまた父(喜太郎の祖父)・松瀬法山氏(法山は法名)は同頁の下欄(右)の冠頭にのっている。これで見ると嘉兵衛が本来なら右になるのを左になった点が原則と違っているが、次の助左衛門(棟太郎)がまた左になって、それを是正しているかに思える。いずれにしろ、このような若干の例外はあるにしろ、やはり原則は世代毎に左右交互ということのようだ。それにしても、一つの座下り帳に、ともかく七代にわたって記録がのこされて現在に及んでいるというのは、注目すべき興味ある事柄である。

(6) 例えば、ケニアのパンツ系農牧民キクユ族の場合はその典型的なものである。ここでは、年令階梯制が「マイナ」と「ムワンギ」という二つに全体として分れるが、青年戰士階梯の間は潜在的な存在で、実際に意味をもつのは中年・年長者・施政階梯になってからである。というのは三十~四十年毎にイトウィカという儀礼で、この双方の間で施政権能の交代がなされるが、このとき政治にたづさわる方では年長者階梯が段階的にさらに四つに序列区分され、それぞれが一定の機能分担をする仕組である。野にある一方の双方にはこれがなく、全体として単なるオブザバーでしかない。この双方への帰属が父と息子では異り、祖父と孫では同じである。この双方集団は内婚規制をもつから、結局、父方母方いずれの祖父とも同一の双方集団に属す。かくてキクユ族では、いずれにしても、父と息子が二代つづけて施政にたづさわることが原則的にできぬ、というのがこの制度の規制原理だと理解されよう。cf. Prins, A. H. J., *East African Age-class System*, 1953, pp. 40~57, 98~118.

(7) 湯上りは、この秋節句と七月一日の御田講(田植祭)で行われるが、写真でみるように、拜殿下で大釜に湯を沸かし、この湯を笹束で浸して祓い清める、なかなか厳肅な儀礼である。これは夕方四時頃から約一時間で終った。

儀礼の演者は神官（苗村神社の社掌その他一名）と巫女（イチきんとよび、近江八幡市森尻の岳山家のものが代々なる）で、舞台上上ってこれに立会うのは左右の一番尚と社守及び区（弓削）の区長である。他の長老衆は舞台台下で拝見する。湯上りのあと、夕日が傾く頃から、座小屋で十二人長老を左右に分けて上座にすえ、以下、座下り順に末席まで着座して、しゅうしがなされるわけである。この間、湯上りをすませると、神官と巫女は社守の家で別に接待をつける。なお、この日のしゅうしでは折詰が出されたが、用意されていたのは左四八番尚・右四三番尚まで、計百余折と相当量の清酒で、これを賄う年行司の出費は、やはりかなりの額になる。

3. 神埼郡永源寺石谷

神埼郡永源寺町は鈴鹿山脈を深く抱きこんだ格好だが、木地屋発祥の地とも云われる君ヶ畑・蛭谷部落などの古い山村民俗や関西の民衆信仰で親しまれている永源寺の存在で知られている。この永源寺町の近江盆地に接する先端が石谷で、合併前は旧市原村に属していた四十戸ほどの部落である（現在、四三戸）。西に隣接する瓜生津は八日市市で、県道高木八日市線がこの石谷部落を東西に貫通し、東名高速道路の八日市インターチェンジにも近く、交通はかなり便利である。従って、東方背後に山容が近くせまっていながら、部落景観も何か近郊農村的な趣がある。ここの白鳥神社（旧村社・祭神は日本武尊）の宮座も、こうした土地柄を反映してか、極めて単純化されたサバサバしたもので、ずっと古くから徹底した「村座」だったようである。現存の記録文書では明治二三年のものが最も古くそれ以前は見当たらないが、天保生れの老人から伝え聞いたという、八二才の古老の話でも、むかしからずっと現在のような制度だったということである。氏は石谷と東隣の一式部落（三八戸）からなるが、それぞれに座があり、組織形態は全く同様である。神社境内には、本殿を背にして左が一

式、右が石谷のそれぞれの座小屋がある。（写真D①③参照）これらは、東及び西の、籠り座とよばれる（たちまい、とも称する）。いずれも、さほど大きくない粗末な小屋で、格の上でも全く同等である。このように、宮座の地域的二分が全く対等で、前述の諸例（一般）の場合の如く、いずれかが上格ではないことには、一応、注目しておきたい。以下、この宮座のあらましを考察するが、一式もほとんど同じなので、石谷の場合だけを述べる。この地の宮座の特徴は、一定期間毎に座の組換がなされることで、このような方式は私の知る限り、他ではちょっと見当らぬように思う。

白鳥神社では、一月四日の正月のしゅうし、四月十日春祭のしゅうし、十月八日秋祭のしゅうしが、年間の三大儀礼行事で、いずれも前記の籠り座（座小屋）でしゅうし（儀礼・饗宴）が執り行われる。このうち正月と四月には社前で射礼行事もある。⁽¹⁾この三回のしゅうしには、毎回、別々の当家が賄をする。⁽²⁾つまり年に三回の当家制で約四十戸を順番にまわるから、一巡するのに概ね十三年かかることになる。実際には、父が死亡し息子が未だ幼かったり、同じ事情で女だけの家族だったり（まだ娘に聲がない）、当家の番のとき不幸があったりして、順番が早まることがあるから、この周期がもっと縮まることもある。いずれにしろ、当家が部落全戸を一巡したかたちをとると、そこで改めて座の組換が行われることになる。現存の記録簿（当家組換順次簿）は、明治二二年十月・明治三二年一月・明治四一年十月・大正七年十月・昭和五年十月・昭和十七年二月・昭和二年四月・昭和四二年十月に、それぞれ組換が行われたときのもので、過去八十年間に七回の組換があったことになるわけだ。座の組換に

際しては、それ以前の座の組織・序列・当家の順番は一切が御破算になって、更めて座に加わる部落の全戸（新分家や移入家はこのとき参加）——前記の如く、種々の都合で参加できぬものを予め除く——から、各一名ずつが座員として参加する。この際、長男が満十五才に達しておれば、父は何才であっても座から脱け、かわりに長男が座員になる。もし長男が十五才未満であれば、父はひきつづき座員としてのこる。そして、やがて長男が十五才になっても、これは変らない。つまり、次の座の組織の時期に、父が引退して長男が入ることになる。これは座の組織時期に、たまたま父死亡後で長男が未だ十五才未満の家とか、同じく娘にまだ嫁が来ない家の場合に、其後やがて長男が十五才に達したり、娘に嫁が来たようなときでも同様で、やはり次の組織まで待たねばならない。これはかなり徹底した規制だが、一定周期での座の組織ということから考えると、当然のことで、その周期の間（全期間中）は、座の組織・座員の序列・当家の順番に混乱を生じさせぬための処置なのである、と解釈できる。つまり、組織によって更めて全座員を年長順に序列づけ、当家もこの年長順に従って順番を予め決めてしまうわけだから、途中で個々の家の都合によって座員の入替えがあったり、新加入を認めたりしたのは、切角きめた序列や順番に狂いがおこってしまうことになる。そして、座員たるものは一家を代表するもの一名で、それは宮座からみて当該期間（周期）中の当主と見なしたものである。——具体的には若い長男であっても——である、という理念がここにあるように思われる。

ところで、右に述べた規制原理を現実に適用した場合、実際にどういう結果がもたらされるかを、次のような例を仮に想定して理論的に考えてみる。

よう。そこでごく普通のこととして蓋然性が高いとみられる、父が二八才のときに、長男が生れたとすると、この長男が十五才のとき父は四三才である。

このとき、偶々、座の組織の時期にあたれば、父は早くも四三才で座を脱け引退し、替って長男が十五才で、その家の当主として早々と入座する。ところが、座の組織がその前年にあつたばかりだとしたら、四二才の父は次の組織までそのままのこり、十四才の長男の入座もそれまで待たねばならぬ。この組織の周期を前述の如く、一応、十三年としておくと、そのとき父は（ $25+13$ ） \parallel 五五才で引退し、替りに長男が（ $14+13$ ） \parallel 二八才で入座する。さて、前の場合の十五才で入座したものが、やはり二八才で長男もつたとすれば、彼は（ $15+13$ ） \parallel 二八才までに、すでに一周期を座員として過し、この間に当家も一回やっている。そして、この最初の座の組織では、長男は生れたばかりの零才である。次の組織では、彼は（ $28+13$ ） \parallel 四一才だが、長男は十三才でまだ入座資格がない。この間に、彼はひきつづき座員であつて、二回目の当家をやる。さらにその次の組織まで、つまり（ $41+13$ ） \parallel 五四才まで彼はひきつづき三周期目も座員をつづけ、三回目の当家をやることになる。こうして五四才で引退するが、替りに入座する長男は（ $13+13$ ） \parallel 二六才である。かくてこの場合、十五才で入座したものは、五四才で引退（退座）するまで、三九年間を座員として過し、この間に三回の当家をすることになる。他方、もとかえって、二八才で入座したものの場合を考えると、（この場合も、やはり二八才で長男もつたとすると）、これも今の計算に即してみれば、五四才で引退するまで、二六年間を座員として過し、この間に二回の当家をすることになる。

そこで以上のことから、入座年令は一五〜二八才、退座年令は四三〜五五才、座員としての期間は二六〜三九年間、当家は二・三回というのが、一応の枠として出てくるが、これはもとより単純にモデル化した結果の基準にすぎない。実際には、退座の年令はもう少し上下にのびるだろうし、入座年令ももう少し上にのびるだろう。また当家を一回しかしない場合も事情によってあるだろうし、四回することだってある。ただ肝心なことは、入座の年令が下限は十五才だが、まちまちで、且、三十才位にまでも及ぶことと、もう一つ、退座の年令が六五〜七〇才に及ぶものは稀だろうから、まあ、それ以下とすれば、これは他の一般の宮座にくらべ、かなり年令・世代構成の点で、相対的にかなり上限が低い(せいぜい六十才未満)ということである。このことは、実際に細かく検討してはないが、昭和十七年と二九年の二つの当家組換順次簿について多少、当ってみたところでは概ね右の推測が裏付けられるようだ。そして、この石谷の宮座では、これまでの諸先例でもみた如き、一般の宮座における長老・オトナとか一老・二老(一番尚・二番尚)といった名称(呼称)がなく、また、それに見合った地位や役割が欠如している——引退後の老人をよぶ名称もない。座員はもとより年長順に厳しく序列づけられるが、それは地位序列であるとともに、より多くは当家順位を示すものとしての意味がつよいようだ。このことは当家組換順次簿という座帳の表記やその記録の書き方にも窺える。(写真D④〜⑥参照)これはこの宮座が、宮座の基本的要素の一つとしての年令階梯＝長老制が稀薄になって、当家制が前面に出て来ている形態を示すものだ、と理解してよいだろう。「村座」がここまで徹底してくれば、ここに至るのも、正に当然のことだと肯けられるわけだ。

さて、現在のこっている最も古い記録の明治二二年十月六日組換の当家組換順次簿をみると、第一頁の記載は次の如くである。(写真D⑥参照)

明治廿二年十月六日組換

同 廿三年一月四日

初回 当家

松村勝次郎

当家組合

松村勝次郎

山田唯吉

杉沢久五郎

杉沢捨吉

松村源蔵

杉沢徳次郎

松吉勘蔵

山田重介

藤沢亀次郎

山岡太吉

初回当家の松村勝次郎氏は、昭和二九年四月の組換簿での当家順位では十三番目(当時二六才)だったが昭和四二年九月の組換簿では、もはや長男に譲って(退座している松村勝一氏(昭和四五年現在、四三才)の曾祖

父に当る。勝次郎氏の年令は確めていないが、おそらく天保期（一八三〇〜四三）頃の生れではなかったろうか。

というのは、当家組合として連記されている二つ目のグループにある松吉勘蔵氏が——その次男、松吉捨次郎氏（現在八二才）の話では——嘉永三年（一八五〇）生れであり（この当時、三九才）、且、この組換簿の後半に連記されている当家順次——前述の如く、年長順——では、筆頭の松村勝次郎氏から六番目に位置しているからである。おそらく松村勝次郎氏は天保末期の生れではないかと思われるが、そうだとすると、この当時五〇才前後ということになり、他の一般の宮座におけるような最長老とか一老（一番尚）という年令には程遠いと云わざるを得ない。

ところで、ここで当家組合と記されているのは、当家を扶けていっしょに賄の準備を手伝う仲間のことである。賄の費用一切は当家が負わねばならないが、しゅうしの諸準備には相当の仲間がいるから、このような仲間の協力は当家にとっては有難いし、また必要なのである。当家組合の決め方は、大体は地縁的なものと云うことだ。石谷は家屋がかなり密集した集落だが、組分けをどのようにするかは、古くから一定してはいなかったようだ——徳川期の五人組や明治以降の行政的な近隣組織とこの当家組合とは整合しない。この明治廿二年の組換簿では当家組合が六組で、第一〜五組までが各五名（戸）、第六組が六名（戸）の計三一名（戸）である。そして、この当家組合の記載のあとに、前述のように、当家順次として全員三一名が年長順に連記されている。この記載形式は、昭和十七年の組換簿まで全く変わっていない。そして、この間の人（戸）数と組数は次の如くである。

明治三二年	三三名（戸）	六組
〃 四一〃	三一〃	六〃
大正七〃	三四〃	六〃
昭和五〃	三九〃	八〃（写真D⑩）⑫参照）
〃 一七〃	四二〃	八〃

従って、明治中期〜大正中期までは、三十余戸・六組（一組が五、六戸）で宮座（村座）の当家制が組織運営され、昭和初〜中期（第二次大戦前後まで）になって約四十戸・八組になったわけである。そして組分けは一応、地縁的（近隣）であるが固定せず、その折々の都合で相当の出入があったようである。その詳細は十分に調べてないが（具体的にどんな事情や都合でグループピングされるか）、とにかく地縁的な要素が重視されたことは確かであろう。当家組合は、自分の組から当家が出たときに、その当家を扶けるに協力するためのものだから、地縁（近隣）による協力が最も都合よいのは当然だろう。それと同時に、この組合に年令的な偏りがあまりあってもまずかろう。ある意味では、五、六戸（名）のこの組合せに、年令に世代の適当なバランスがある方が具合よいとも考えられる。当家組合といっても、当人組合としての機能もあると思われるからである。こうした点を含めて、この当家組合の組合せ（グループピング）の実態を分析することが必要なのだが、当面はそこまで立入って調べていない。前掲の五つの組換簿からだけでは、これを明かにし得ないので、いまは止むを得ない。ところで、昭和二九年四月の組換簿になると、記載の形式がそれまでと違っている。（写真D⑬⑭参照）これでは、まず初回当家・山田久吉とあって、すぐその次に当家順次が山田久吉氏以下、四一名が連記されてい

るだけであり、あとはこれまでと概ね同様な当家の賄による常例献立の具体的内容が記されている。⁽³⁾これはその次の昭和四二年十月の場合も同様でやはり四一名の当家順次の連記だけである。そして、昭和二九年のものには他に何の記入もないが、後者には三・四名ずつを括弧でくくってある。⁽⁴⁾(写真D⑩参照)これは、上述の当家組合にあたるもので、当家を扶ける役割をもつ仲間である。

当家順次の連記をこのように、数名ずつ十二に細分してあるのは、とりもなおさず、年令が近い同輩仲間 (age-mates) ないしは年令組 (age-set) をもって、従来の当家組合に替って、それと同様な機能を営ましめようとしたことを示している。昭和二九年の組換簿には、このような記入はないが、このときから実質的にそう変わったのだということである。⁽⁵⁾従って、当家組合を前述の如く一応地縁的なものと解釈すれば、これは地縁的組 (近隣組、neighbor-set) から年令組 (age-set) への変化・移行である。宮座の本質を年令階梯制として捉えるとすれば、これはある意味でナチュラルな成行きだとも云える。他方、宮座がこの石谷の場合のように、「株座」でなく「村座」として早くから開放的 (非閉鎖的) な地域 (縁) 組織になつていたところでは、当家が当家組合という地縁 (近隣) 組によって裏付けされることも、また当然のことであろう。

かくて、この近年の変化・移行の意味をどう理解するかは、難しい問題が含まれてくるので、差当っては問題の指摘だけにとどめておきたい。⁽⁶⁾なお、石谷のこの当家と当家組合に関して考えねばならぬ問題は、通常一般の宮座においては、当家は年間を通して何回かの賄づとめがあり、主なものが一、二回としても、その当家 (当人) たる役割が一つの儀礼的地

位 (ritual status) として一年間固定し、しかも、その地位が当該個人の年令階梯上昇のための必須な通過儀礼的な意味をもつのに、石谷ではそうではないことである。石谷では、正月 (年頭)・四月 (春祭)・十月 (秋祭) のそれぞれのしゅうし毎に、当家がかわり、当家の賄づとめはその一回限りであって、他に較べればかなり軽いし、しかも当家組合の援助協力さえある。

そして、十余年の (座≠当家組換の) 周期がくれば、一切は御破算になつて、座員の中には座員たることを長男や婿に譲って、退座 (引退) してゆくものが少なからずあり、その当該個人の地位の年令階梯的な上昇は、ぢぎに限界にきてしまう。再び次の周期も、彼がひきつづき座員としてのれば、年令階梯上の地位は上がるが、それは本来、当家づとめを過去においてしたということと、必ずしも直接つながらない。従って、この石谷の場合は、周期的な組換制をとることによって、当家の実質の意味が、一般の宮座の場合とかなり異ると云わざるを得ない。このことは、そもそも当家とは何か、さらに宮座において当家制はどのような本質の意味をもつか、という問題に直接、関連してくるから、いずれ他の諸事例ともひきくらべて、もっと検討してみる必要がある。

なお、この周期制に関連して想起されるのは、東アフリカの年令階梯制にみられる「円環型」(cyclic type) の場合である。

これは、前節の弓削の注 (6) で触れたキクエ族などが「直線型」(linear type) とされるのに対する、もう一つの類型で、ガラ族 (南エチオピアの東ハムまたはクシ系牧農民) などがその代表的なものである。直線型は毎年、思春期の一定年令に達した若者が割礼≠成年式で青年戰士階梯に入

り、その後は年を経るにつれて順次、階梯を上昇して中年施政・老年（長老）祭司の諸階梯に至るもので、わが村落（民俗）社会でみられる若者組・中年組（中老）・長老組（衆）といった組織は一応、この類型でとらえることができ、一般に宮座は正にそうしたものと見てよからう。これに対し、円環型は、少年・見習（戦士候補Ⅱ未割礼）・青年戦士（割礼期のもの）・中年施政（割礼完了）・老年（長老）祭司という数個の階梯があつて、これらの階梯の枠組（grade）の上を、一定の名称をもつ集団（class）が一定期間毎に順次上昇するかたちをとる。例えば、Aというクラスが八年毎に移動上昇すると、この場合は五階梯だから（GXG）Ⅱ四〇年でAクラスはすべての階梯を通つたことになる。そして、父がAというクラス名称の集団に所属していれば、息子もAなる集団名称を受継がねばならぬとされている。つまり、Aが四〇年の周期で全階梯を一巡し終ると、Aなるクラス名は再び元にかえるので、息子はそのときに、始めて最初の少年階梯に入ることになるわけだ。これが円環型とよばれる類型のものだが、ここで重要なことは、父が年令階梯制の上で長老階梯にある限りは（引退するまでは）、息子は年令階梯制の正式なメンバーとして、どの階梯にも位置し得ない、ということである。かくて、仮りに生れてすぐ少年階梯に入ったものがあつたとすると、彼は四十才で引退するが、彼が二八才のとき生れた長男は、このとき十二才で始めて少年階梯に入ることにになり、以後は二十才で見習・二八才で戦士・三六才で施政者・四四才で長老となり五二才で引退する。

また、父が三四才のとき生れた次男は、父が引退のとき六才で少年階梯に入り、十四才で見習・二二才で戦士・三十才で施政者・三八才で長老と

なつて四六才で引退する。さらに父が四十才のときに三男が生れたとすれば、それは父と全く同じ経過をたどつて、零才で少年・八才で見習・十六才で戦士・二四才で施政者・三二才で長老・四十才で引退となるわけだ。⁷⁾要するに円環型では、年令階梯に入る年令が一定せずマチマチであること（大体、零々十余才で十余年の年令幅がある）、そして引退年令も同様に十余年の年令幅があつて、しかもかなり上限が低いことが直線型に較べて重要な相異点として指摘されよう。

このことは、正に前述の如く、石谷の場合において、私が他の一般の宮座に対比して触れたことと同様であつて、（但し、石谷では入座の下限は他と同様に、零才でなく十五才）、一般の宮座を一応、直線型の年令階梯制というカテゴリーで捉えうるとすれば（先述の弓削の場合は、その典型的な例）、石谷の場合を円環型の範疇で捉えることも可能なのではなからうか。そして、周期的な座（当家順次）の組換という方式が、円環型の周期と同じような効果をもつて機能している点は、見逃しえない注目すべきことであるように思う。つまり、父と息子（石谷では家を代表する長男）とが年令階梯制において入れ換る（継受しあう）ということであつて、これは年令階梯制と家族（わが国ではイエ）が絡みあう問題だけに重要である。父と息子が同時に、あるいはすぐに連続して、年令階梯制において同等に機能しえない、という理念は、直線型にもある程度みられるし、イエと深く結びついた宮座においてはことにそうだから（——イエにおける隠居制との関連など）、この問題も宮座としては十分に検討すべき諸点を含んでい

る。なお、前節注（6）で触れたように、直線型のキクユ族では、年令階梯

制が双分組織と結びつき、双分間の定期的な政権交代の営みによって、父と息子が同じ双分に所属できぬことから、父と息子の二世代連続の政権参与ができない仕組であった。これほどではないが、弓削の場合は、父と長男の異なる双分（左・右）への所属に、二世代連続しての上格（左）維持は不可とする理念がみられる。してみると、右の考察の限りでは、次のような類比が認められるのではないかと思われる。

ガラ・石谷―円環周期制―父が早く引退して、息子にゆずる。
 キクユ・弓削―直線双分制―父は永くとどまるが、息子は同じ権限をもたぬ。

しかし、安易なアナロジーは危険なので、こうした問題は他の内外の諸事例と比較して、さらに慎重に検討しなくてはならない。

注

- (1) かつては春祭は三月、秋祭は九月、というように月日が現今と違っていた時期もあったが、いまはこの旧市原村一帯はほとんど同じ日にやるようになっている。なお、その他の祭礼行事としては、三月二四日の祈念祭・七月十五日の恩田祭・九月十五日の放生祭・十二月十日の祈念祭などがある。
- (2) 白鳥神社には現在、神田（座田）はなく、むかしもなかったという。ただ約八十年ほど前に平地の立木林が約一町歩あったが、これは売却処分してまった。現在、神社の運営は区（部落）からの補助と各戸の負担拠出でやっているが、座のしゅうし（饗宴）の賄は、当然ながらすべて当家が負担しなくてはならない。後述のように、家に男の子がなく女の子ばかりで婿とりの場合、婿がきても次の座の組換までは婿は義父に換って入座できない。そして、これも後述のように、当家は年長順にあたるから、このように、座の組換が何回かあっても、当該の家を代表して同一人が永い間ひきつづき座員にとどまると、必然的に当家をする回数もふえることになる。だから女の子ばかりの家は、こうなる傾向がつよく、何回も当家をせにゃならんのは、かかりが多くて運が悪い、と云う。

(3) 現存の最も古い記録である明治二二年の当家組換順次簿（明治二三年一月より実施）の末尾にある、当家による賄の常例献立の内容は、その後の各組換順次簿の記載においても（最近の昭和四二年の場合でも）、大筋はほとんど変りがないので、明治二二年のものを掲げておく。

当家管儀入用の品

一、廬	一、栗	一、柿	一、昆布	一、いも	一、御供	一、さゝけ	一、酒	一、豆腐	一、神の箸	一、太はし	一、大根	一、土器	一、御幣	一、久勢	一、玄米
（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）	（一、三月）
ぶり	さいら	みかん	もち米	大豆	はぜ	はじき豆	稲穂	大・小二十枚	的	こも	二枚	弓矢	御幣	四本	十二
切身二ヶ	二ヶ	二ヶ	二ヶ	二ヶ	二ヶ	二ヶ	二本	六把	二枚	二枚	二枚	二枚	二枚	二枚	二枚

初 献
二 献
三 献 御供
四 献 一月的
三月 角力
九月 角力

右

一、夕参り

- (4) この写真で、氏名の上に赤マル印が付いているのは、石谷から一軒北の如
来部落に居住しているが石谷地籍を有するもので、この如来は、この近辺諸
部落から、移住戸が集ってできた比較的新しい約三十戸の部落である。
- (5) なお、云うまでもないが、その年に死人が出た家は当家にあたっていても
当家はできないし、当家組合の一員としての手伝いもできない。当家が当家
としての賄つとめをできぬとき、次の当家順次の家に当家がゆくのか、それ
とも当家組合のもの誰かが当家をひきうけるのかは聞き洩らした。次の当
家順次の家にゆくのかもしれぬし、その分は当家組合で何とか負担するの
かもしれぬ。そして、この昭和二九年以後の新しい方式だと、この点は一応、
やりやすくなるようにも思われる。
- (6) 各年代の組換順次簿を多少、検討してみると、古いものほどそうなのだが
他出絶家したものが割に多い。この石谷が八日市に近く、都市(化)の影響
が少くないことを考えると、十数年〜二、三十年間の家の消長・出入(他出
移入)が、先述の諸事例に較べて多いのは当然であろう。してみると、十
年ほどの周期で、かなり徹底した座の組換が行われる、この石谷方式の「村
座」の存在形態は、このような変動の多い村落の場合とくに、十分な意義を
構造機能的にもつものだと云えるのではなからうか。
- (7) cf. Prins, A. H. J., *East African Age-class System*, 1953. pp. 24~34,
58~80.
- (8) 未開社会やかつてのわが民俗社会で、平均寿命がかなり低いという点も十
分考慮すべきだが、差当ってはおとくに考える必要もなさそうなので、あえて
とりあげない。

む す び

以上、前二章で四つの部落の宮座について調査結果の概要を記述考察し
た。本稿をひとまず終るに当って述べておきたいことは、宮座の祭儀権を
掌握している長老(オトナ)の組織と機能が存続維持されるためには、座
の運営の実質的裏付となる物的な基本財産が不可欠ではないか、というこ
とである。本稿で扱った諸例でみる限りでも、多羅尾の長田(オトナダ)、
鑄物師の内座の田村神社、弓削の阿弥陀堂などはそうした物的基本財とし
て座運営の経済的基盤をなしてきたものと思われる。多羅尾では座株とい
うかたちで強固な株座組織となり、それが座無し米の慣行とも結びついて
村落の階層構造上、重要な問題となろうが、この点については資料をもつ
こととのえて再吟味したいと思う。鑄物師の内座の地縁結合が宮座全体や
長老組織とどういふつながりがあるのか、まだ検討すべき問題があるが、
宮田(座田)がどのようなかたちで田村神社や竹田神社に結びついていた
のか、いまのところ資料が不十分である。弓削の場合の神仏習合の実態は、
組織面だけでなく座田(寺田)など、いまだ少く経済的側面からの分析が当
然、なされなくてはなるまい。これらの諸例にひきくらべ、石谷では、か
なり早くからこのような物的基本財が乏しく宮座運営の経済的基盤がよわ
いために、長老衆の祭儀権も確立しなかったか、あるいは衰えたものと解
せられはしないか。いずれにしても、これらの諸問題は、今後検討する
べき事柄として、いまは示唆に止めておく次第である。

はじめにおことわりしたように、調査日程の都合その他の事情のため

に、十分な資料・事実を入手したとは云い難いが、本稿での大筋の分析には一応、事たりるものであったかと思う。ここでの分析視角は、理論的には私が先に発表した別の論文〔宮座制覚書〕、『民族学からみた日本——岡正雄教授古稀記念論文集』昭和四五年、河出書房新社刊、所収）で、その枠組をすでに示してある。この枠組にもとづく予備的広域調査が先稿「滋賀県の宮座の現況」であるが、それを基盤ないし背景として試みた集中的調査の結果報告の第一部が本稿である。前二章の叙述でもみられたように、本稿は、続いて本年度（昭和四六年）に実施予定の湖西・湖北の調査とあわせて、総括的に検討さるべき理論的な諸問題を少なからず含んでいる。従って、本稿のはじめにでも述べたように、本年度の調査結果を第二部として報告してから、そうした問題を更に検討する考えである。本稿で考察不十分な諸問題は、そのときまで、しばらくとどめておく他はない。しかし、本稿の叙述考察について、御気付の点、御批判は是非、参考にしたいので、御高見をいただければ幸である。

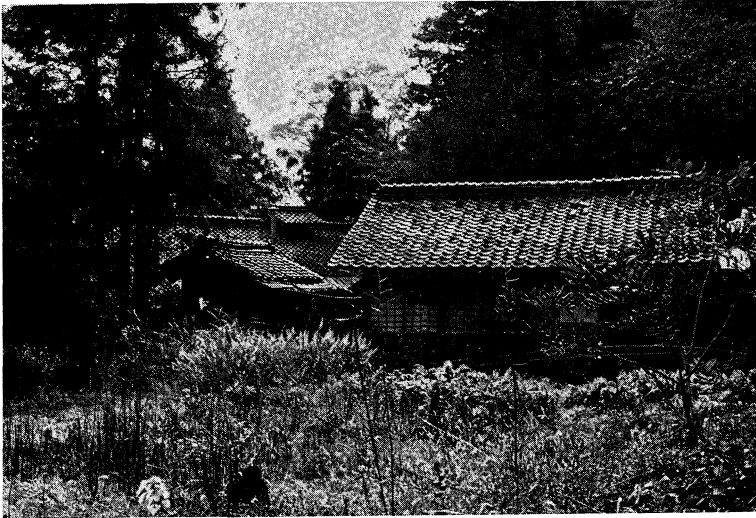
終りに、今回の調査に積極的に御協力下さった、多羅尾の下畑藤之助氏、鋳物師の若村関之助氏、弓削の松瀬喜太郎氏と山中恒市氏、石谷の松吉捨次郎氏と松村伝次氏、並びに側面から種々の御便宜をはかって下さった信楽町教育委員会の深逸郎氏、蒲生町教育委員会の中島尹氏と臼井誠行氏、永源寺町役場の松村勝一氏、その他の方々に厚く御礼を申上げたい。

〔付記〕 この調査研究は昭和四五年年度の文部省科学研究費及び東洋大学アジア・アフリカ文化研究所の研究費の交付をうけて実施されたものである。

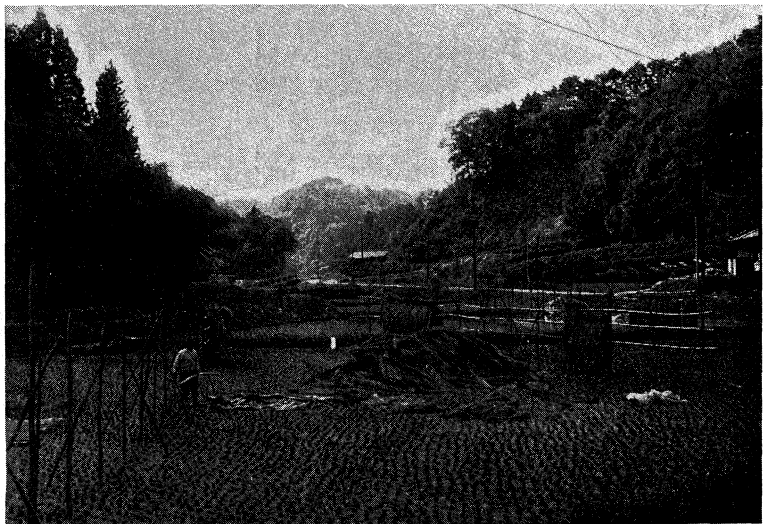
（一九七一年一月三十日脱稿）



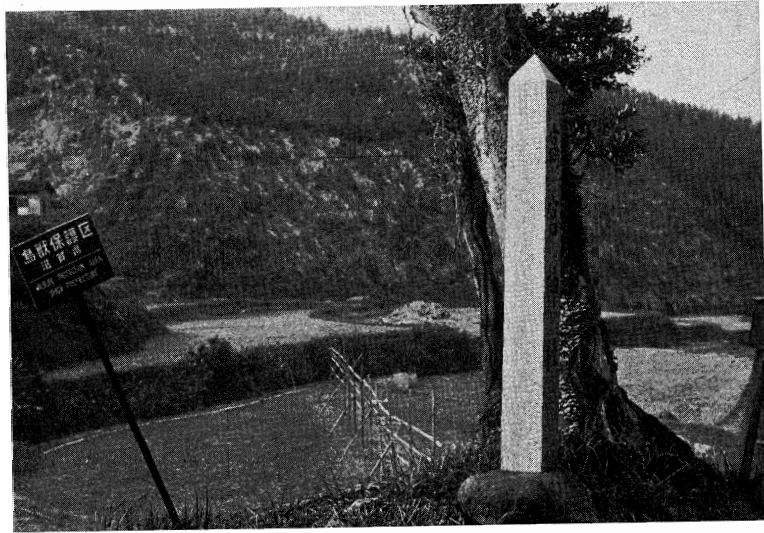
A-1 多羅尾代官所跡の森



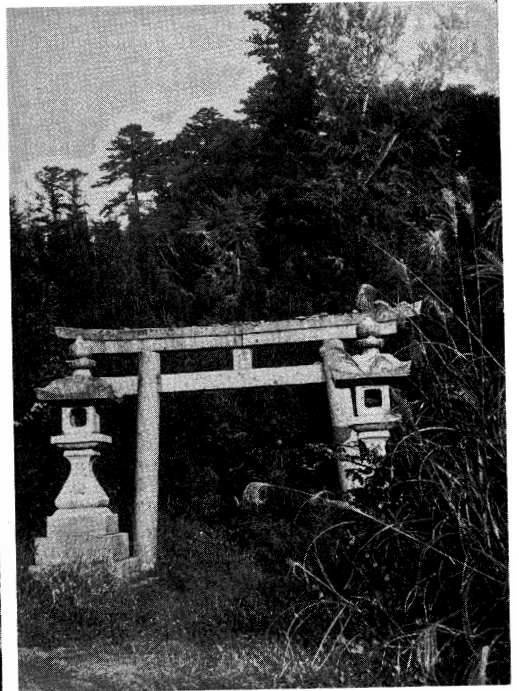
A-2 代官屋敷の一部



A-3 多羅尾郷新田

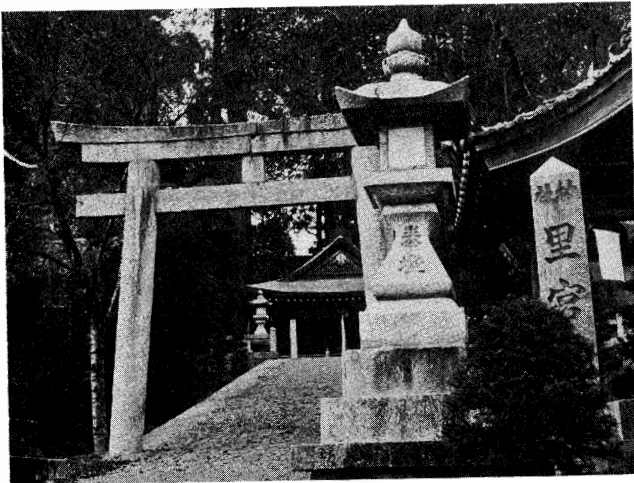


A-4 高宮神社参道入口



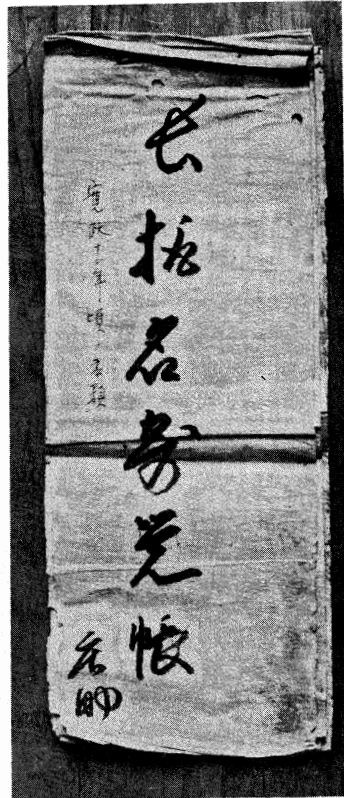
A-5 高宮神社

A-6 里宮神社



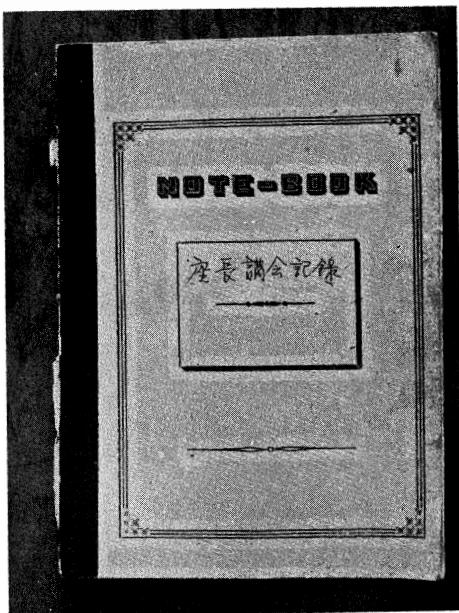


A-7 左長座の帳箱裏書

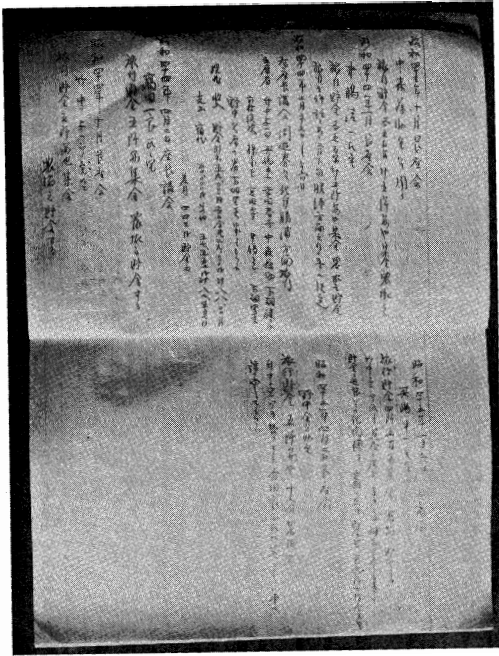


A-8 寛政十二年長控名寄覚帳

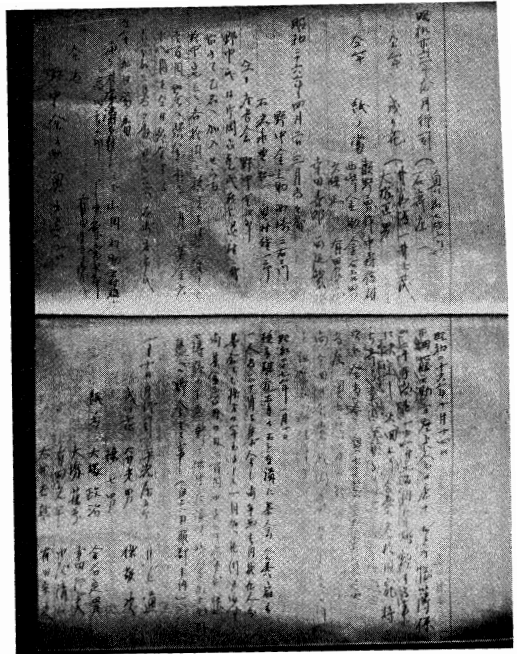
A-10 現在の座長講会記録



A-9 同上 座無し米の記載あり

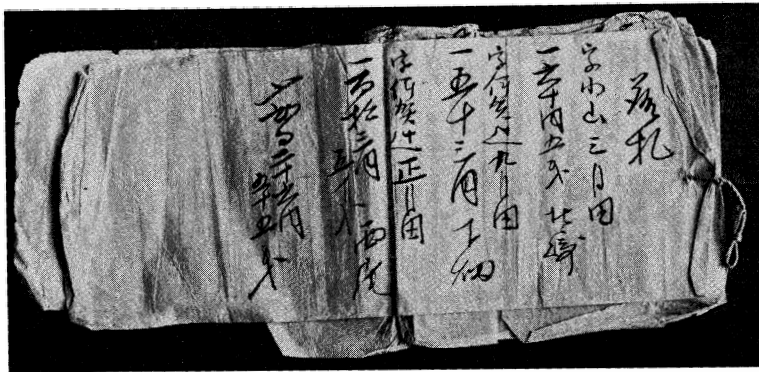


A-12 右に同じ

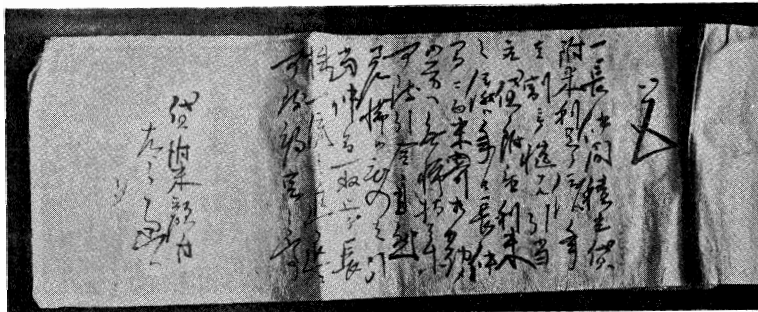


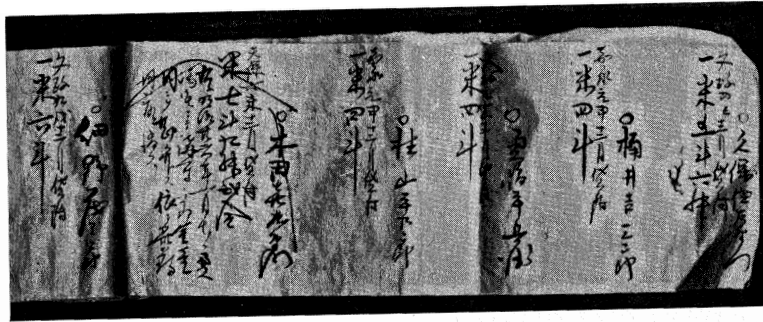
A-11 A-10の記載内容

A-13 座田の落札記録

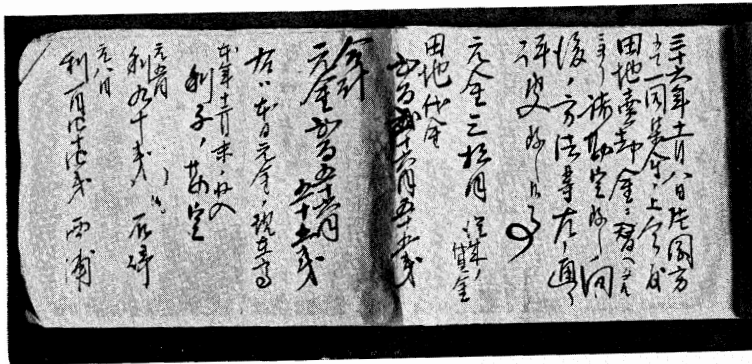


A-14 幕末期の長仲間積立貸附米規約

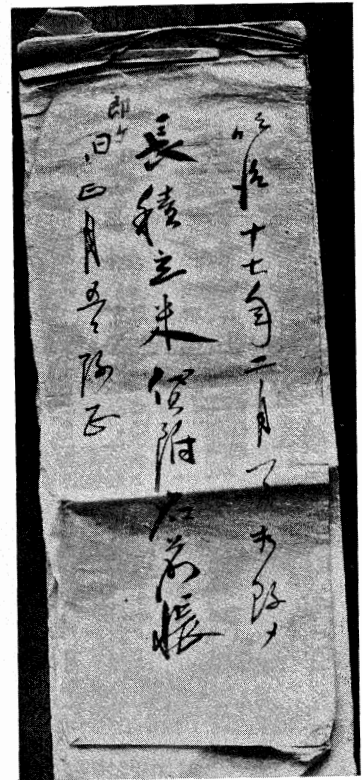




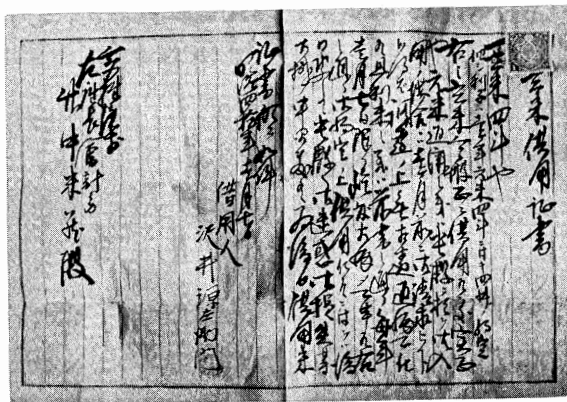
A-15 前頁につづく貨附米記録



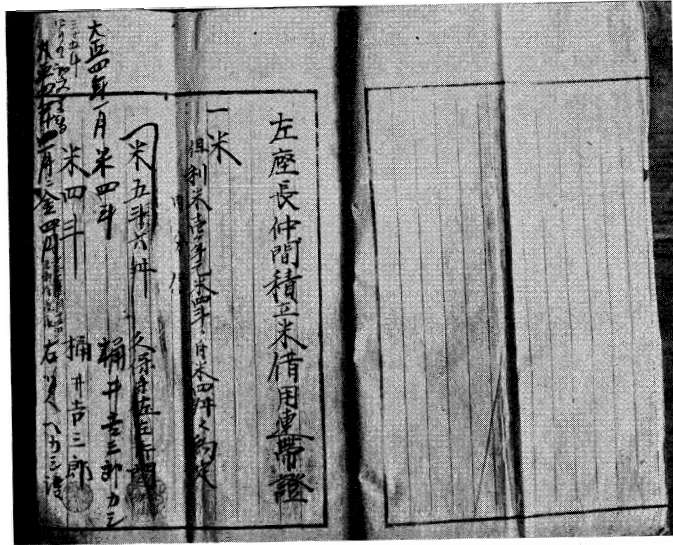
A-17 明治36年の座の収支決裁記録



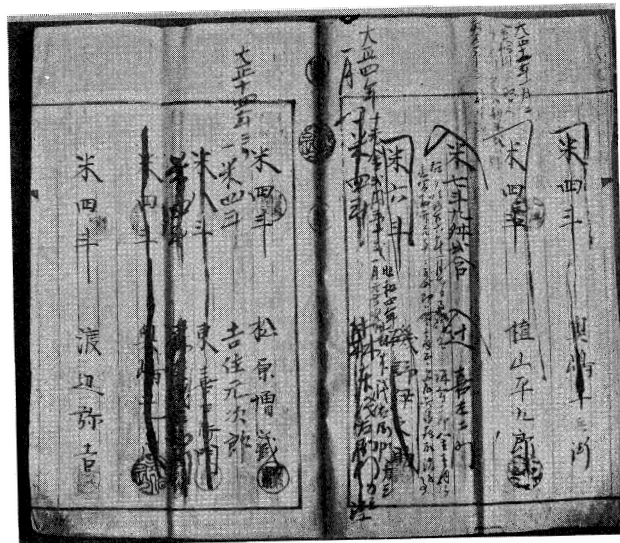
A-16 明治中期の長積立米貸附名前帳



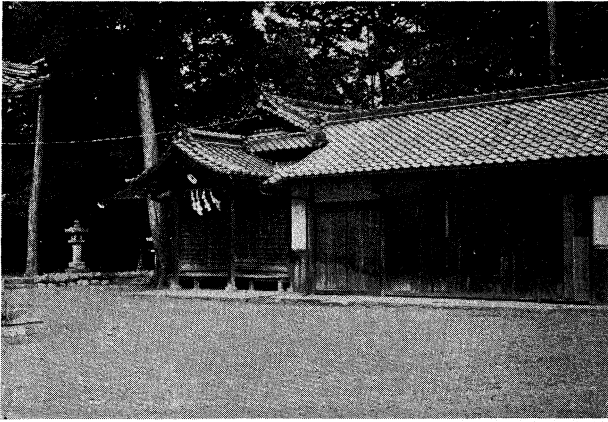
A-18 明治40年に左長座へ出した玄米借用証書



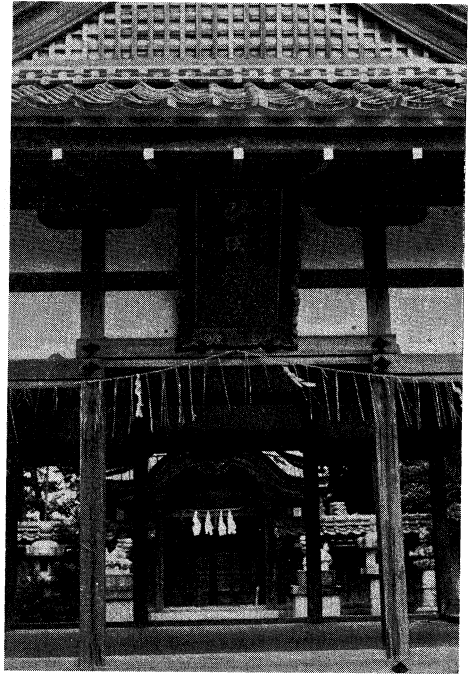
A-19 大正期の左長座積立米の借用証



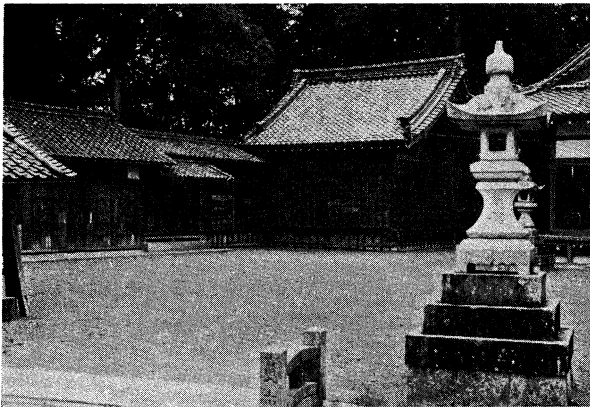
A-20 同上



B-2 竹田神社境内の「しゅうしべや」



B-1 竹田神社の社殿正面



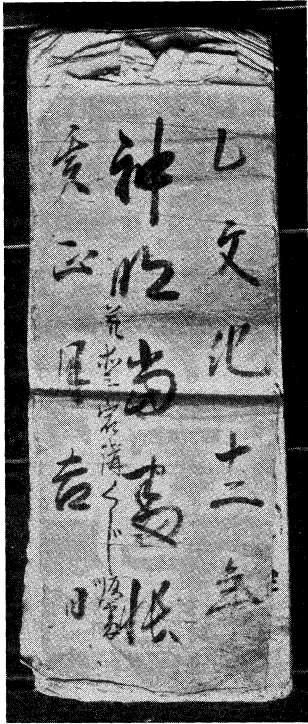
B-3 同上



B-4 二の宮神社



B-5 田村神社の森

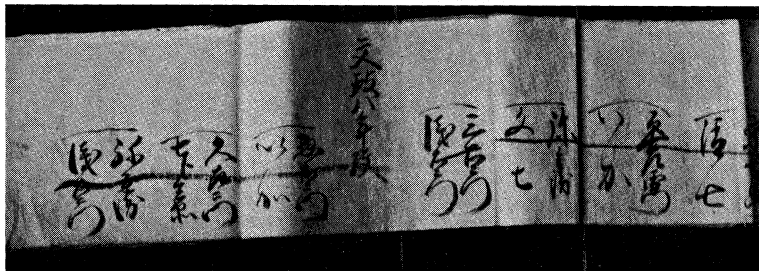


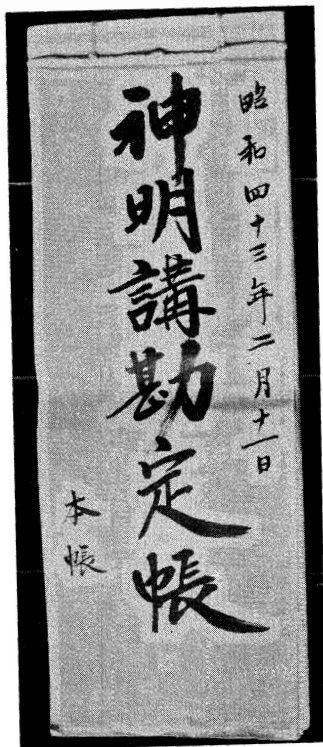
B-7 文化・文政年間の神明講当番帳



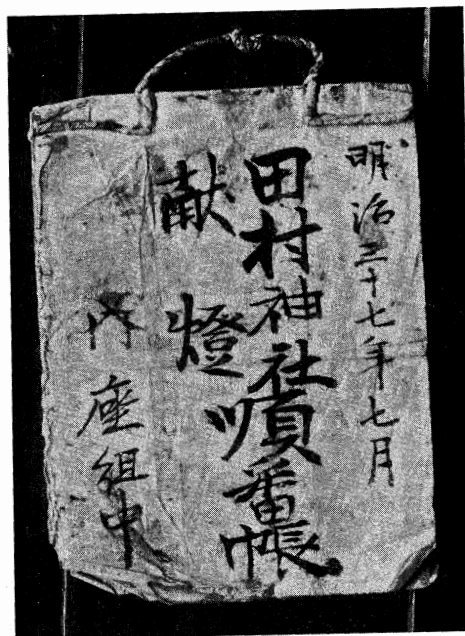
B-6 田村神社々殿

B-8 B-7の記載

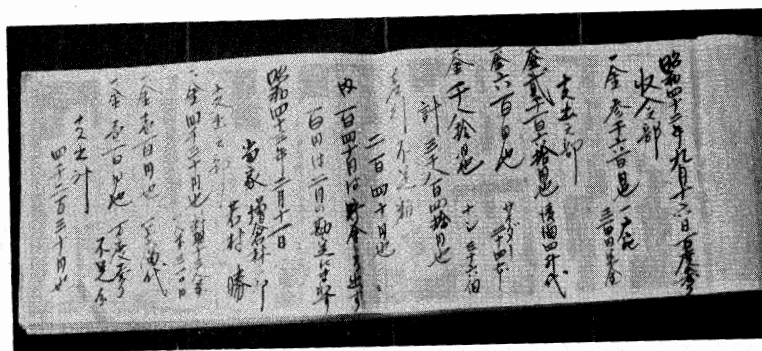




B-10 現在の神明講勘定帳



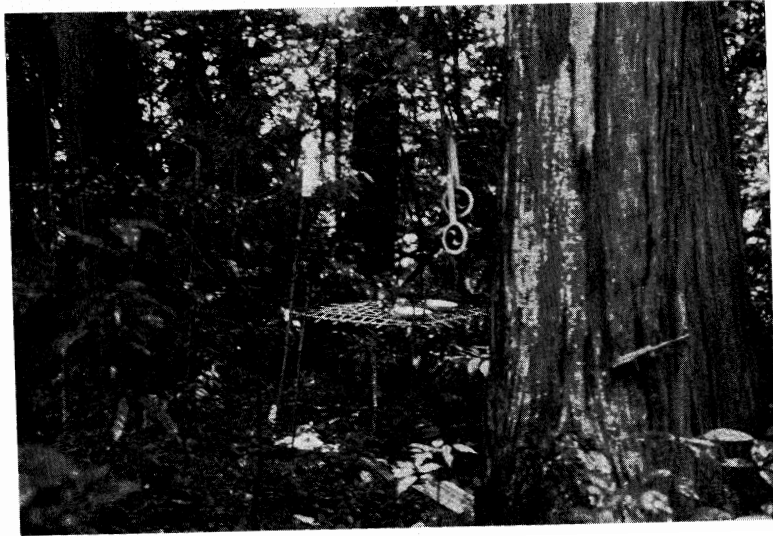
B-9 明治後期の田村神社献燈順番帳



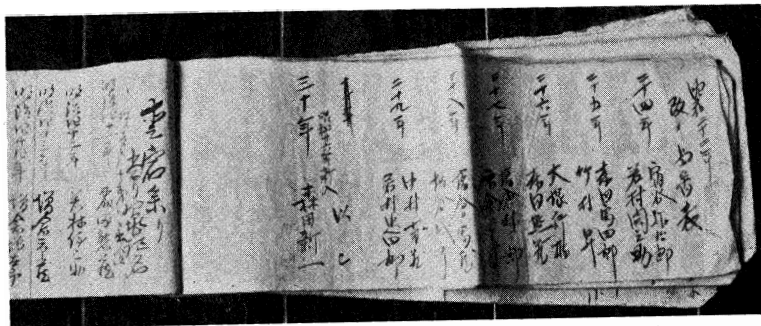
B-11 B-10の記載



B-12 広畑



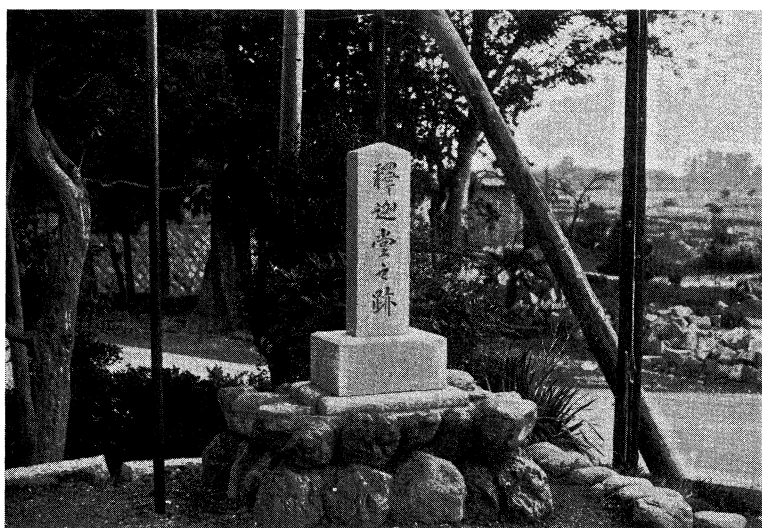
B-13 野神さん



B-14 現在の野神当番帳の記載



C-1 阿弥陀寺



C-2 釈迦堂跡の記念碑

C-3 同上の裏面





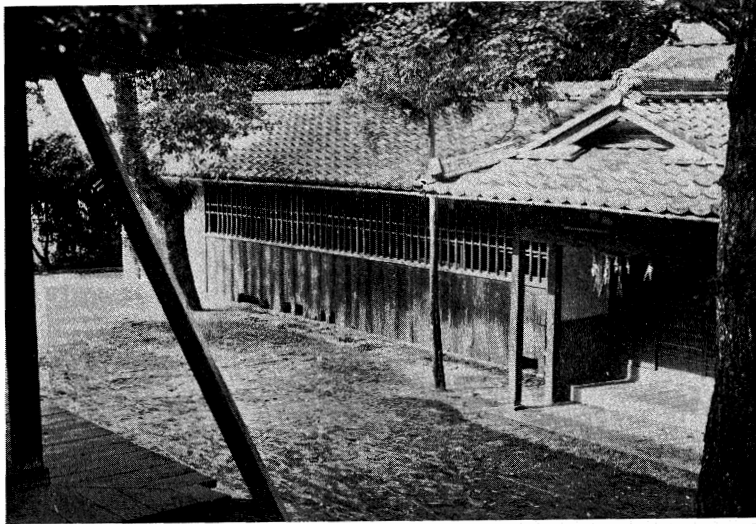
C-4 八幡宮跡の記念碑



C-6 小日吉神社の舞台と社務所

C-5 小日吉神社



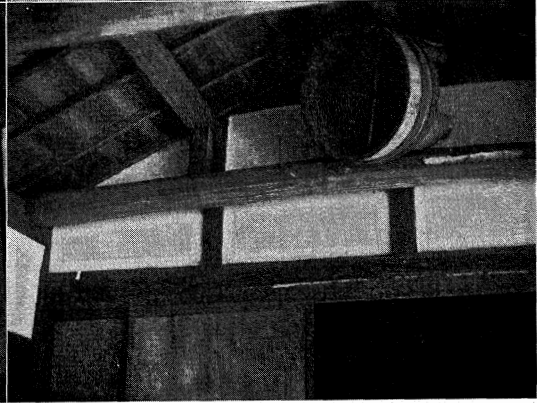
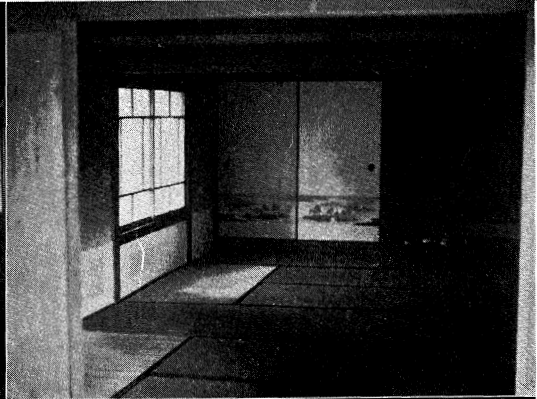


C-7 小日吉神社境内の「しゅうしべや」

C-9

しゅうしべやの内部

C-8

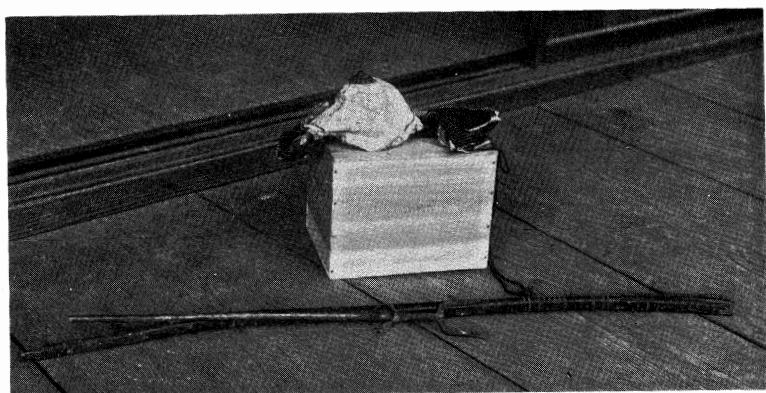


C-11

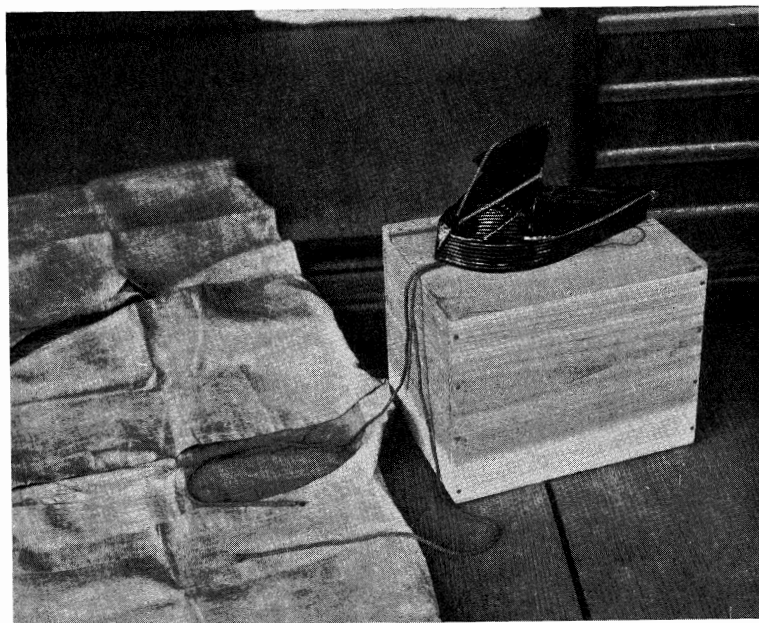
C-10



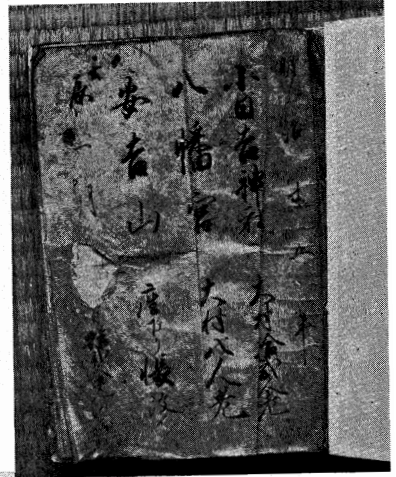
C-12 烏帽子着の装束



C-13 同上



C-14 同上



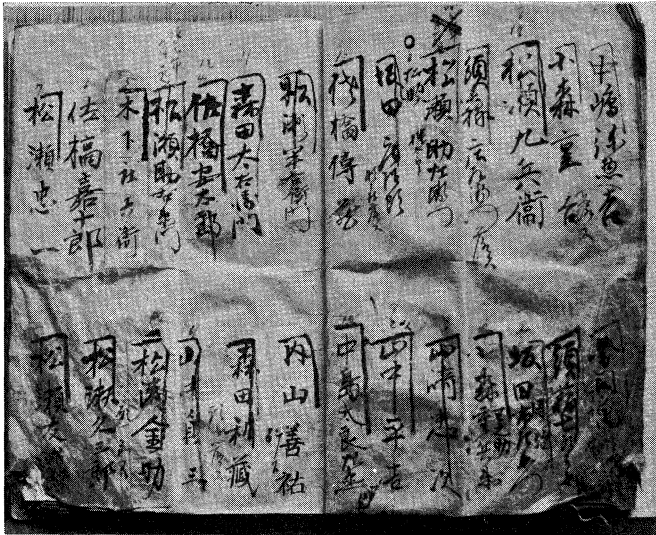
C-15 明治25年から現在に及ぶ
座下り帳



C-16 同上の記載



C-17 前に同じ

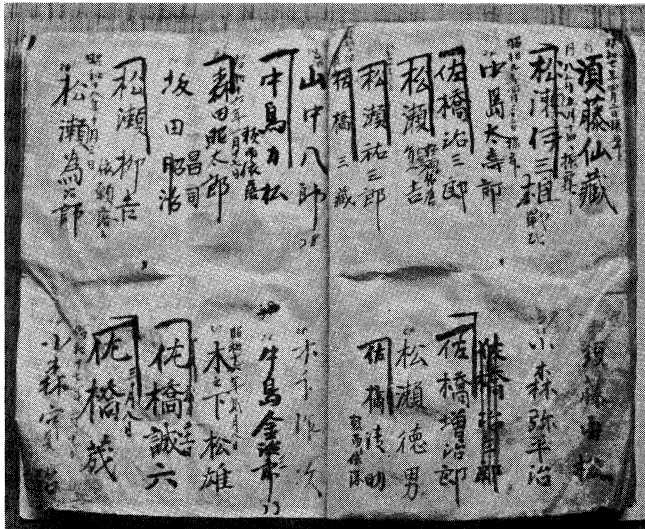


C-18 前に同じ



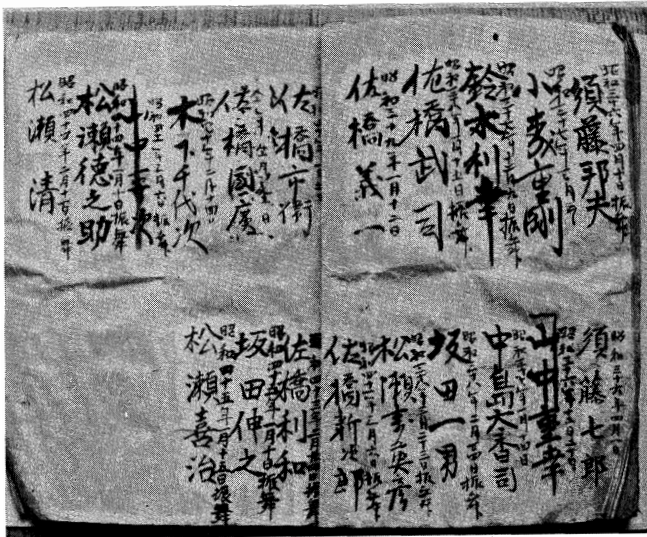
C-20 前に同じ

C-19 前に同じ



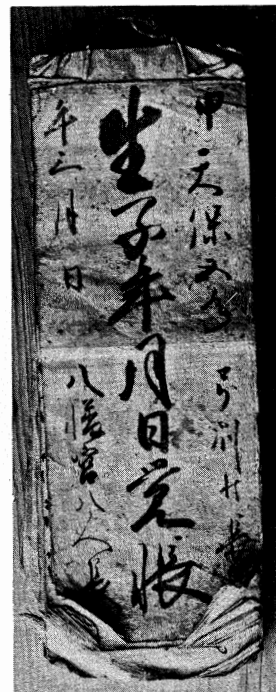
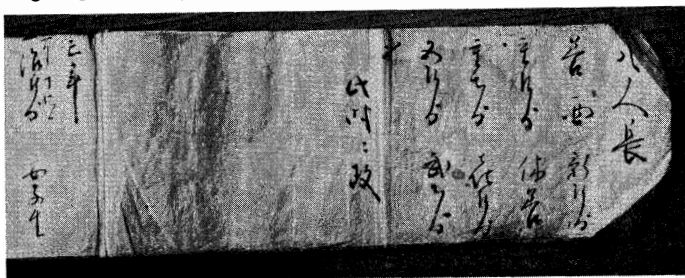


C-21 前に同じ

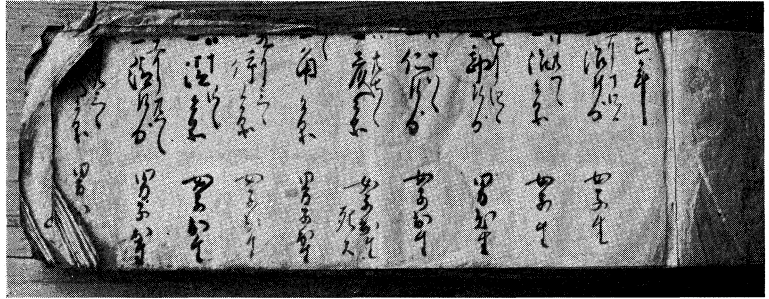


C-22 前に同じ

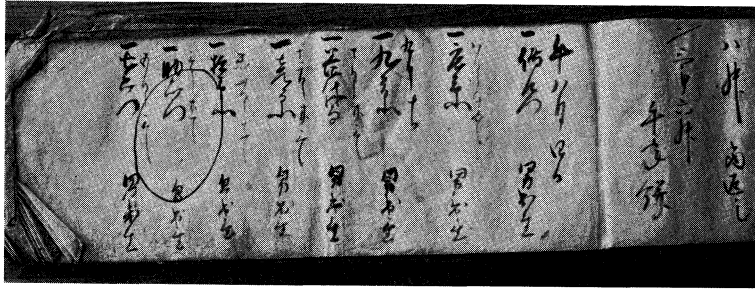
C-24 C-23 の記載内容



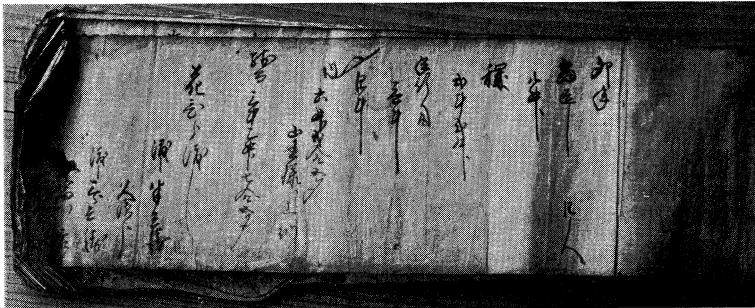
C-23 天保期の生子年月日覚帳



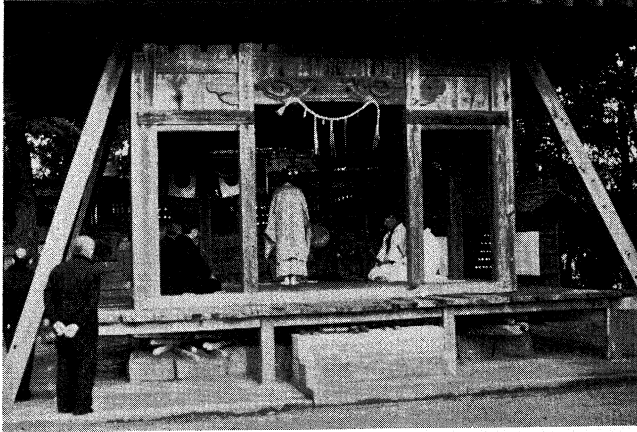
C-25 前に同じ



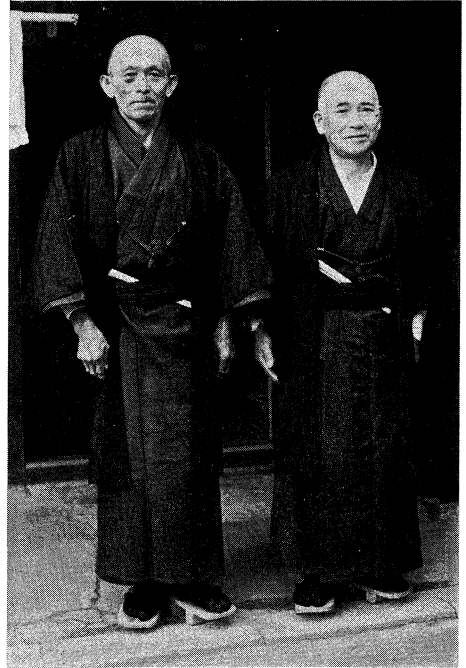
C-26 前に同じ



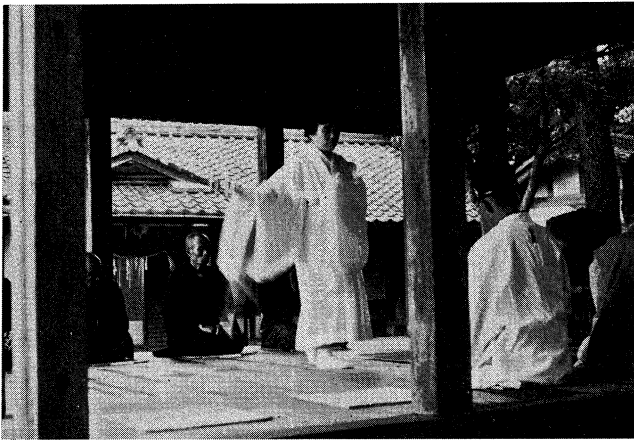
C-27 前に同じ



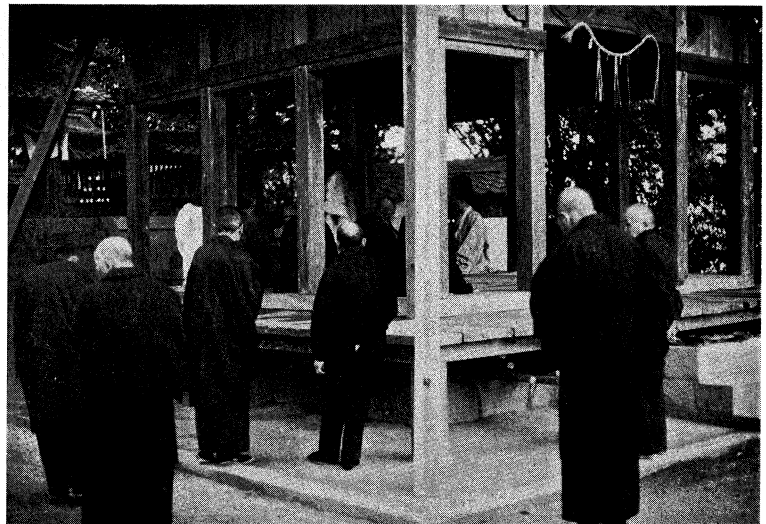
C-29 “湯立て” 行事



C-28 松瀬喜太郎氏(左) 山中要治氏(右)



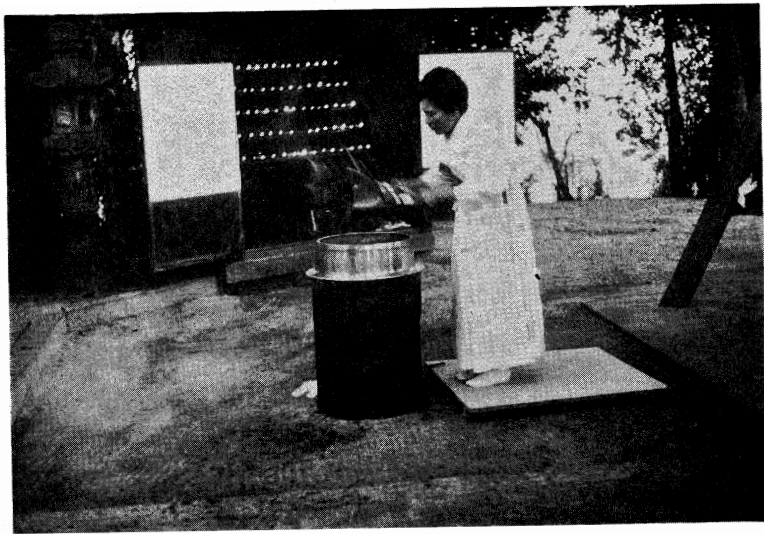
C-30 同上



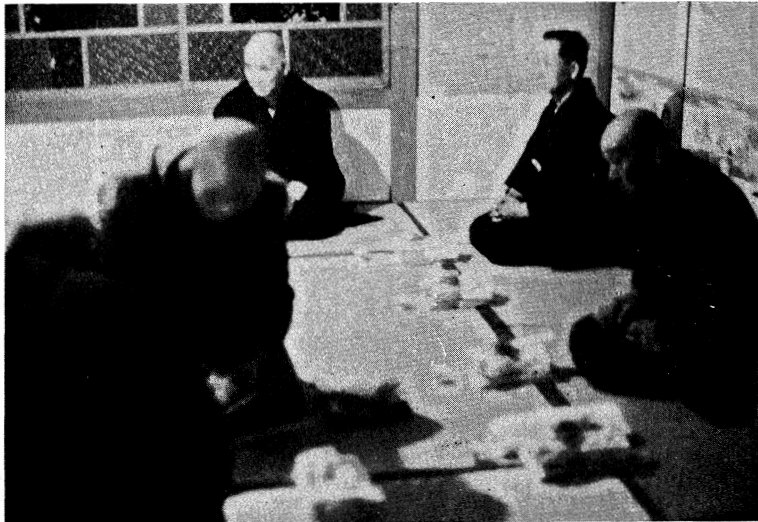
C-31 同上



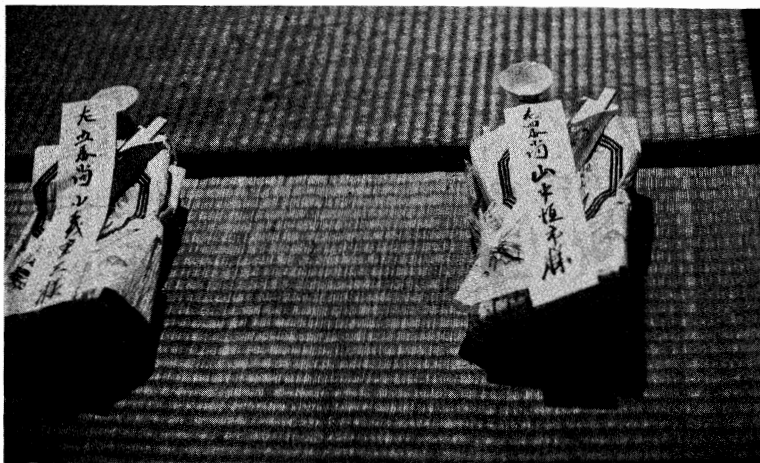
C-32 前につづく



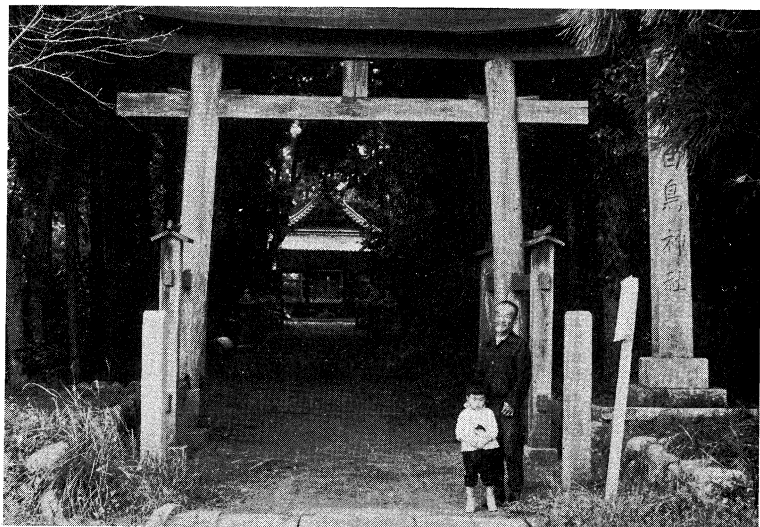
C-33 同上



C-34 『しゅうしべや』でのしゅうし（着座をはじめむ）



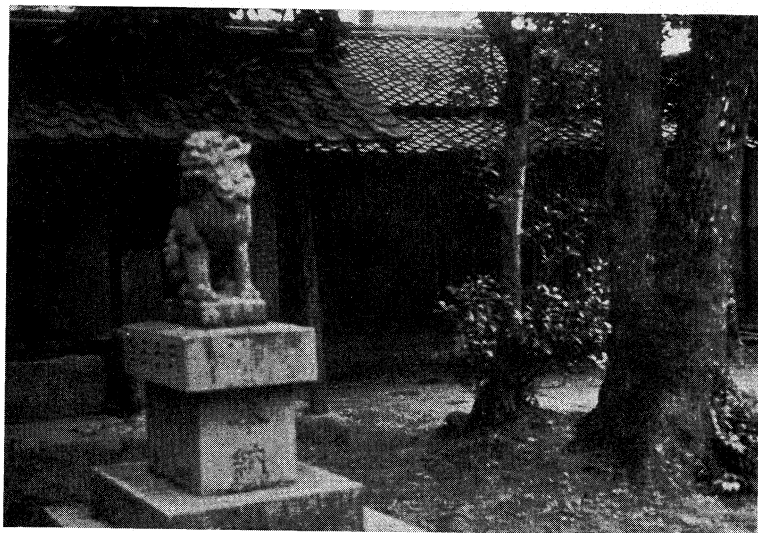
C-35 座下り順のしゅうしの折詰



D-1 白鳥神社



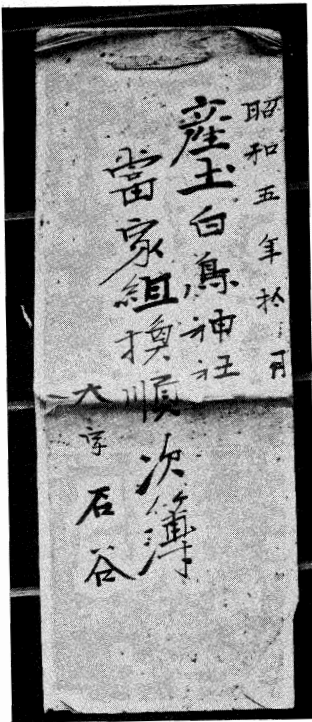
D-2 一式の籠り座 (座小屋)



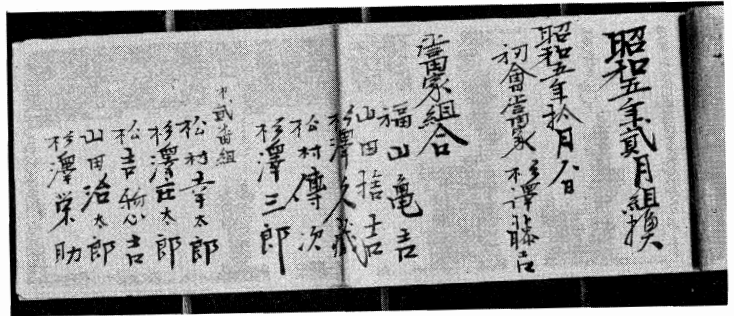
D-3 石谷の籠り座 (座小屋)



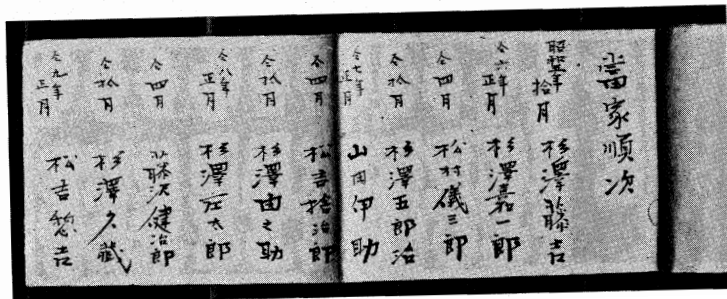
D-9 前につづく



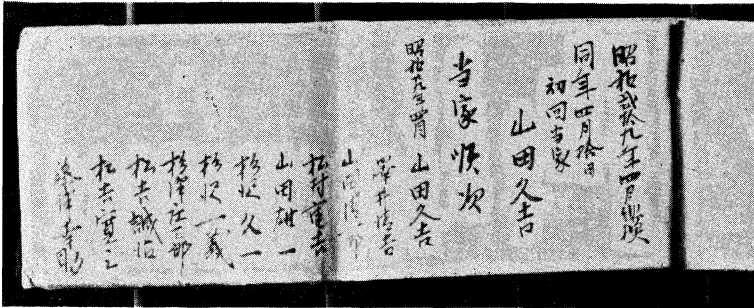
D-10 昭和5年当家組換順次簿



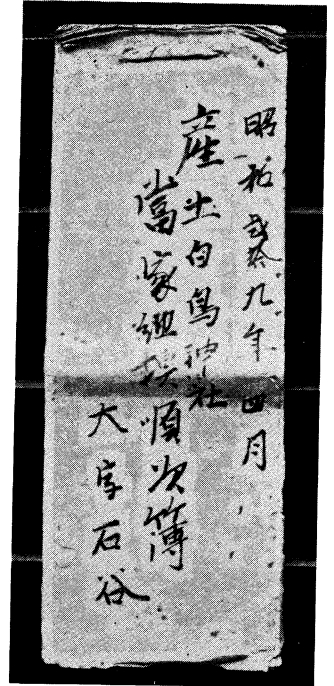
D-11 左の記載内容



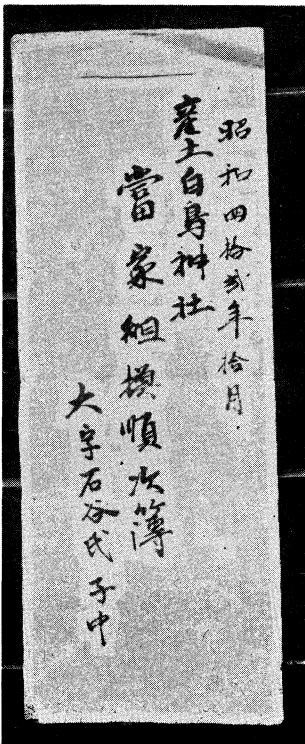
D-12 同上



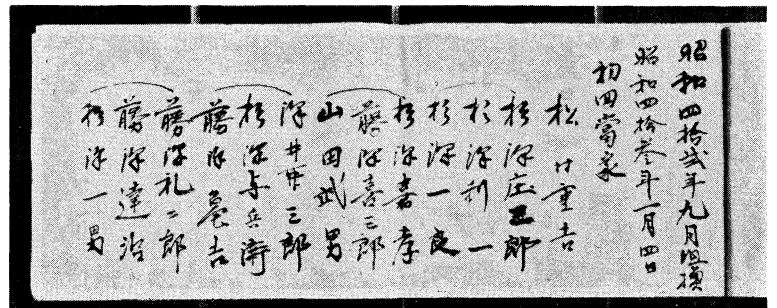
D-14 右の記載内容



D-13 昭和29年当組換順次簿



D-15 昭和42年当組換順次簿



D-16 左の記載内容